

令和2年度第7回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第2号）

令和2年9月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

4 番 福本 悟 君

9 番 福永 啓 君

8 番 岩永 宏介 君

6 番 増田 安至 君

11 番 藤川 博和 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 中 城 峯 雄 君 2 番 井 藤 はづき 君

3 番 宮 川 一 幸 君 4 番 福 本 悟 君

5 番 田 上 英 司 君 6 番 増 田 安 至 君

7 番 森 田 優 二 君 8 番 岩 永 宏 介 君

9 番 福 永 啓 君 10 番 田 上 忍 君

11 番 藤 川 博 和 君 13 番 井 本 昭 光 君

14 番 池 田 浩 二 君

3 欠席議員（1人）

12 番 清 水 聖 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 野 中 眞 治 君

教 育 長 本 田 恵 典 君 総 務 課 長 藤 野 浩 之 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	税務課長	畑野 英樹 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福祉課長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復興課長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建設課長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	沖 勝久 君
監査委員	吉川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○4番（福本 悟君） 質問番号1番、議席番号4番、福本悟です。

初めに、先般の台風10号及び7月豪雨により亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を心より申し上げます。

先般事前通告した内容について質問を行います。

1つ目の自主財源の確保対策について伺います。地方自治体の歳入には、地方公共団体が自主的に収入できる自主財源、国や県から交付される依存財源、この2種類に分かれます。この自主財源額を歳入の総額で割った自主財源率は、一般的には30%、3割以上が望ましいと言われております。

それでは、本町における自主財源率の状況はいかがでしょうか。熊本地震前の平成27年度決算では32.8%、直近の平成30年度決算では24.60%という状況になっております。

では、次に本町における人口の推移と将来推計はどのようになっていますでしょうか。総務省が発表した国勢調査の人口では、2000年を境に人口は減少し、2015年、平成27年に

は1万7,237人となっております。次に、国立社会保障・人口問題研究所が推測した人口でも2020年には1万6,511人、2045年には1万2,313人まで減少が推測されております。2015年から30年後の本町の人口は約3割の減少が推測されると言われております。また同様に、生産年齢人口についても約3割の減少が推測をされております。これから先の人口減少、生産年齢人口の減少を考えてみますと、税収の確保、コミュニティ、町独自の事業を維持していくのが難しくなってくると大変危惧をしているところであります。安定した自主財源を確保すること、すなわち安定した行政サービスにつながると考えております。

以上のようなことから、これから先、将来の少子高齢化の進展等による人口構造の変化に伴い、町が自主的に収入できる自主財源が減少すると考えられます。

ここで町長に伺わせていただきます。本町における自主財源の現状をどのように認識され、その確保対策を担当課でどのように論議し、具体的対策をどう講じていく考えであるか、伺わせていただきます。

再質問は質問席で行わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の1、自主財源の確保対策についてお答えいたします。

議員の御発言のとおり、地方自治体の歳入は自主財源と依存財源に分かれています。自主財源は地方税、分担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあり、依存財源には地方交付税、国県支出金、地方譲与税、地方債などがあります。活用重度が高い自主財源の柱である町税につきましては、熊本地震の影響で一時期減少しましたが、現在は復旧・復興の発展に伴い、熊本地震前の水準を上回ってきております。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の調査では、御船町の人口は2045年には約1万2,000人に減少すると見込まれており、今後税収の減少が懸念されています。

このような状況を踏まえ、町としては御船町の新たな賑わいの創出を目指し、御船インターチェンジ東側11ヘクタールへの企業誘致や移住・定住対策などを講ずることにより税収の増加を図っております。また、個人のふるさと納税に加え、企業版ふるさと納税の推進やさらなる企業誘致など、民間活力による歳入確保策についても推進しているところです。御船町が個人や企業に選ばれる町となるよう、地域地権である自然環境や交通の要所とも言える地理的優位性、あるいは教育・子育て環境の充実などの強みを十分に生かし、町の魅力をさらに高めてまいります。

また、施策や取り組みを今年度立ち上げます。御船町PR事業等を通じ、効果的に情報

を発信し、さらなる移住・定住へつなげてまいります。

その他、個別質問につきましては、担当課長より答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは再質問に入らせていただきます。

繰り返しになりますが、財源の種類には、性格の上から見ると自主財源と依存財源、また使途の面から見ると一般財源と特定財源に分かれているかと思いますが、これはどのようなものであるか。こちらについて、それぞれ町民にわかりやすく説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町の収入のうち、町税と使用料及び手数料、分担金及び負担金、また財産の収入それに寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などが、町が自主的に徴収できる財源を自主財源といいます。一方で、地方交付税それに国庫支出金、それに県支出金、地方譲与税、また地方債など、国や県から交付またはその意思決定による財源を依存財源といいます。歳入総額に占めます自主財源の割合が自治体の自主性の程度を示す尺度とされております。

また、先ほど質問がありました一般財源が町税それに地方譲与税、地方交付税など、財源の使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるものであります。一般財源とはまた反対に、財源の使途が特定されています国庫支出金それに県支出金、地方債、それに分担金及び負担金、また使用料及び手数料などが特定財源となっております。

○4番（福本 悟君） 坂本課長に答弁いただきました。まさしくそのとおりであります。自主財源というのは自治体が自主的に徴収できる財源、それと使途の面から考えると一般財源ですか、こちらは自由に使えるという考えで理解をさせていただきました。

今日、お手元に決算カード、これは多分後の一般質問で聞かと思いますが、私も10年分の決算カードをプリントアウトしてまいりました。町の過去平成30年度までの10年間の町税の推移を見ましたところ、平成26年度から最高額で約14億6,000万円程度の町税の歳入が上がっております。

では、次の質問ですけれども、自主財源の確保対策について、今までの取り組みの状況、成果について、こちらでもわかりやすく説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 自主財源の確保対策について、お答えいたします。

これまで自主財源の確保対策につきましては、3点ほど述べさせていただきます。まず第1に企業誘致の推進を図ってきました。具体的には、先ほど町長からも答弁がありまし

たように、御船インターチェンジ東側にコストコホールセールジャパン株式会社の誘致を全庁体制で進めて、令和3年春のオープンが決定しました。今回のコストコ立地により、法人の固定資産税をはじめ町内雇用従業員の住民税の増加が期待されます。現在、コストコ立地の影響もあって、幾つかの立地相談を受けておりますので、1件でも多く立地実現を目指しまして、雇用の創出、税収の増加それに定住の促進、財政の健全化につながるような企業誘致を推進していく方針であります。

また、このコストコにつきましては、世界的な企業でありまして、若者を中心にネームバリューがあることから、御船町の知名度も格段に向上するものと思われます。

第2に移住・定住の促進であります。具体的には空き家・空き地バンクやお試し移住ハウスの設置、また移住・定住ウェブページの構築、さらには移住コーディネーターの採用や地域おこし協力隊の導入などさまざまな施策に取り組んできました。成果としましては、平成29年度は地域おこし協力隊として6名を採用し、本年度まで5世帯14人の定住につながっております。平成30年度は地域おこし協力隊として3名を採用し、本年度まで2世帯5名の定住につながっております。令和元年度は県外で開催される移住相談会に積極的に参加し、移住相談会を通じた移住世帯、これが2世帯4名、地域おこし協力隊として移住した世帯は3世帯の5名となっております。

3つ目です。第3にふるさと納税の推進であります。具体的には平成27年度の寄附額が約150万円でありましたが、今回の決算となっておりますけれども、令和元年度は6億7,000万円まで増加するなど、毎年担当者がさまざまな工夫を重ねて、大幅な増につなげております。寄附額の増加の要因としましては、平成28年度よりインターネット上のポータルサイトによる寄附受付を開始したり、県産品のかんきつ類を返礼品に加えたことで人気が高まりました。その他、業務支援委託料の見直しで寄附額に対する返礼品の割合を上げたことや、サントリーのプレミアムモルツや新規返礼品としてJAかみましきのヒノヒカリそれに森のくまさんも返礼品に加え人気が高まりました。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から3点について説明をいただきました。それぞれの取り組みとその成果ということです。特にこの3点目のふるさと納税については、この後の決算認定で出てきますが、令和元年度については約6億7,000万円という報告をいただきました。成果の説明書にあります、前年度対比で約2.7倍に増額しているということで、このふるさと納税は流動的ではありますが、この取り組みについては高く評価をさせてい

ただきたいと思います。

では、次の質問です。自主財源の確保の1つとして、庁舎をはじめ多くの建物に付随して自動販売機が設置をされておりますが、この自動販売機の設置者の募集、どのように募集をされているのか伺います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

自動販売機の設置ということですが、設置場所につきましては、現在庁舎を含む7施設に14台を設置しております。管理につきましては、財産の管理課において設置の継続であったり新規の選定、契約を行っているという状況です。

現行の設置者、選定につきましては、各施設とも営業実績及び災害時の協力、社会福祉貢献の取り組み、また立地状況等を考慮した上で決定をしているということになります。具体的には、5施設につきましては社会貢献の一環として売り上げの一部を社会福祉団体の活動に対する支援金とすることや、また災害対応型自動販売機であること、申請者が社会福祉団体であることなどを理由に設置者を選定しているということになります。

したがって、これにつきましては随意契約で行っているということになるかと思えます。

また、都市再生整備事業の一環として造った施設等につきましては、自動販売機をラッピングするなど、2施設につきましてはプロポーザルで設置者を選定しているというところになります。

○4番（福本 悟君） 総務課長に1点お尋ねをします。ただ今のこの募集については、随意契約ということで回答をいただきました。今後の取り組みに、他町村、県内、県関係を見ると一般競争入札をされていると思いますけれども、導入の計画等については何か今後検討されるというところでいいでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 今後につきましてですが、今後については、やはり平等な条件のもとでの契約、設置台数また設置場所の計画性、財産運用を図るため統一した設置者募集要項の制定を含め、公募型の設置者の募集について検討していかなければならないと思っています。自動販売機を活用した自主財源の確保につながる工夫も今後やっていく必要があるかと思っています。

○4番（福本 悟君） 次の質問です。町には、名前ははっきりしませんが、中期財政計画とあっていいのでしょうか。そちらの財政計画の策定状況、それとこの第6期の総合計画にあります。健全で安定した行財政運営を推進し、持続可能な財政基盤の確立を目指す、

こちらについてももう少しわかりやすく説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

10年先の町の財政状況を見据えた中期財政計画を毎年更新しております。現在、令和元年度の決算状況を反映させました令和12年までの計画を試算中であります。また持続可能な財政基盤の確立としましては3つ、まず1つ目に移住・定住を促進し人口の減少を抑え、住民税等の確保を行うこと。2つ目に企業誘致を推進し、固定資産税等を確保すること。3つ目にふるさと納税を推進し、さらなる寄附金の確保を図ることなどです。自主財源を確保しまして、行政サービスのさらなる向上に努めつつ、次世代につながるような財政運営を行うことを目標としております。

○4番（福本 悟君） 次の質問に入ります。こちら自主財源の確保対策の1つであります広告掲載についてであります。こちらは町有資産の有効活用及び新たな資産を確保することを目的に、広告掲載取扱要綱を町で策定をされています。この広告媒体の種類それと実績について伺います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この御船町広告掲載取扱要綱は平成24年度に制定を行っております。その中で、広告媒体の種類としましては4種類となります。まず、1番目です。広報みふねになります。続きまして、町が発行する印刷物、3番目が町のホームページ、それと4番目にその他広告媒体として活用できる資産で、町長が適当と認めたものと、4種類となります。

成果としましては、この要綱を平成25年3月に制定をしています。それ以降の実績としまして、広報みふねに広告収入等が上がっております。平成25年度から令和元年度まで7年間におきまして18件、19万円の掲載料収入実績がっております。その他の媒体については、広告掲載を希望する業者の方、個人等からの申請等はありませんでした。

○4番（福本 悟君） ただ今総務課長から媒体については4種類、その実績については、広報みふねが主ということでした。ただ、自主財源の確保ということで、ほかに、例えば封筒を活用したとか、いろいろな活用方法があるかと思いますので、そこはほとんど総務課長のほうで次の施策を打っていただければと思います。

次の質問です。今まで企画財政課長、総務課長から答弁をいただきました。この自主財源の確保対策についての有効な取り組みについて伺いたいと思います。また今後の町税の見通し、併せて説明を求めたいと思います。

○税務課長（畑野英樹君） 福本議員が先ほど発言されましたとおり、将来の少子高齢化の進展等によります人口構造の変化に伴い町税が減少していくことが考えられます。令和元年度決算では町税は自主財源の中で約38%を占めておりまして、重要な位置付けとなっております。そのため、税收確保対策としまして滞納処分のさらなる強化を行い、収納率のアップを図ることや今後家屋の全棟調査などを検討することで、課税客体の正確な把握と公平・公正な課税に努めてまいります。

また、これまで推進してきました企業誘致や移住・定住、観光振興といった地方創生の取り組みをさらに充実させることで、人口減少に歯止めをかけ、安定した自主財源を確保することで、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと思います。

○4番（福本 悟君） ただ今税務課長から答弁をいただきました。この自主財源率が38%というところですか。はい。まさしく今課長から答弁いただきましたので、私もそこは同感をしております。歳入全体を占める町税の割合、非常に高いものであります。そのためにどうするのかと、今それぞれの施策の答弁をいただきました。

この町税の種類には町民税、固定資産税、軽自動車税があります。職員一丸となって施策に取り組んで行っていただければと思います。

では最後に、町長に伺わせていただきます。今まで、それぞれ自主財源の確保対策としていろいろな取り組みについて説明をいただきました。町の発展に大変努力されているということは伝わってきたところです。しかしながら、将来の少子高齢化の進展等により人口構造の変化に伴い、繰り返しになりますが、国立社会保障・人口問題研究所が推測した生産年齢人口、こちらが2045年には5,948人、今の2020年は8,439人になります。約2,500人ぐらいの減少が推測されております。

先ほど税收を増加させることが、この自主財源の確保対策として最も有効であるということをしていただきました。この自主財源の確保対策について、町としてどのような政策のもと対応していかれるのか、再度、町長から言葉をいただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 新たな自主財源の創出を目指し、まず御船インターチェンジ東側に11ヘクタールの企業誘致をはじめ、移住・定住対策、ふるさと納税の推進、自主財源の確保を図ってまいります。また本町の施設や取り組みを効果的に情報発信し、町のPRにつなげていきたいと考えております。

今、御船町にとって企業誘致そしてふるさと納税、今現在前向きに進めているところで

あります。しかしながら、今後のことを考えたら、今足りないのはPR事業だと感じております。御船が持っている優位性をどんどんと外部にPRしていく、これがこれからの一番の施策になってくると思っております。

○4番（福本 悟君） 2つ目の質問に入らせていただきます。2つ目の公有財産（公園及び調整池）の適正な管理について伺わせていただきます。

公有財産、この財産とはいったい何でしょうか。この公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産であり、立地法を見てみますと、この周囲には、まずは土地、建物などの不動産、船舶などの動産、不動産及び動産の従物、地上権などの領域物件、特許権などの無体財産権、株券などの有価証券、出資による権利、最後が不動産の信託の受益権とされております。さらにこの公有財産は地方公共団体において公用または公共用に供するもので、庁舎、学校、公民館、公営住宅及び公園などの行政財産と、それ以外の普通財産に分類をされております。

では、本町における公有財産の所有状況について、直近の平成30年度の決算書から見てみました。土地については、約250万平方メートル、建物については、約7万9,000平方メートル、山林については、約100万平方メートル、また立木の推定蓄積量、約5万立方メートルを所有している状況にあります。このほかにも有価証券とか出資が上がってきております。

では、この財産の管理についてはいかがでしょうか。地方財政法第8条においては、良好の状態においてこれを管理し、所有の目的に応じ、最も効率的、これを運用しなければならないと定めてあります。

また、町の公有財産管理規則を見てみますと、行政財産は当該財産を所管する課長など、または教育委員会が、普通財産は総務課長が管理するものとされております。

それでは、行政財産である公園、調整池の管理はどのようになっていますでしょうか。良好な状態で効率的に運用ができているのでしょうか。地域において、すべてがこの地域の皆さんで管理をされているところがあるのではないのでしょうか。

町長に伺わせていただきます。行政財産である公園及び調整池を管理する中で、この現状をどのように認識され、適正な管理を図るために担当課でどのように論議し、具体的対策をどう講じていく考えであるか、お伺いします。

あとは再質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 2、公有財産（公園及び調整池）の適正な管理について、お答えをいたします。

町が所有する公有財産は地方自治法により公用または公共用に供する行政財産と行政財産以外の普通財産に分類されます。本町の公有財産は御船町公共施設等総合管理計画において公共建築物、インフラ資産の基本方針を策定し、施設ごとの長寿命化計画において維持管理を行うこととしております。この管理計画に基づき、行政財産については担当各課において点検、修繕等の維持管理に努めております。

また、普通財産については、総務課において管理を行い、固定資産台帳システムを整備し、すべての公有財産について台帳管理を行っています。しかしながら、未利用の土地や建物などで管理が難しいものもあります。今後は、このような土地、建物の公的な活用や民間による活用あるいは一般競争入札による売却の検討を行うなど、公有財産の適正な管理運営をさらに進めてまいります。

その他、個別質問につきましては担当課長より答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。初めに、繰り返しになりますが行政財産並びに普通財産とありますが、こちらについて、町民にわかりやすく説明を求めたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、行政財産と普通財産という2つの財産区分があります。それを含めまして公有財産という形で呼んでおります。そこは先ほど議員が言われたとおり、土地、建物、動産、そのようなものが公有財産として含まれます。

それではまず行政財産であります。行政財産は町が行政目的で所有する公用、公共用に供する財産のことです。庁舎等役場の事務事業を執行するため町が直接使用する公用財産と、あと学校であったり公民館、住宅、道路、公園等町民が一般的に利用する公共用財産があります。これが行政財産ということになります。

それと、普通財産につきましては、行政財産以外の公有財産ということになります。普通財産につきましては、行政財産と異なり特定の目的に直ちに用いられるというのではなく、これを貸し付けたり売り払ったりと、また私権を設定したりとすることができます。

○4番（福本 悟君） ただ今、総務課長から答弁をいただきました。まず、行政財産は2つに分かれるということで、公用と公共用の2種類ということで確認をさせていただきました。

た。

次の質問に入ります。こちらの行政財産、普通財産の管理について、どこがするのか、再度求めたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、行政財産です。行政財産につきましては、各所管課において管理を行っております。また、普通財産においては、総務課で管理を行っているということになります。例えば、庁舎は行政財産であります。したがって、所管課は総務課になるということで、施設や設備に係る委託契約事務、また点検、修繕、改修等財産の適正な維持管理は総務課で担当しているということになります。

また、普通財産につきましては、所管課は総務課になっておりますので、総務課において、先ほど申しましたとおり貸し付けだったり売り払いに関する事務をはじめ、必要に応じて、施設の点検だったり管理を行い、財産の維持管理に努めているところであります。

○4番（福本 悟君） 今回の質問の一番のキーワードといいますか重要ポイントは、それぞれの行政財産、普通財産の管理、総務課長から答弁いただきました。行政財産はそれぞれの所管する課長、それと普通財産は総務課長というところで、これはもう間違いないですか。

○総務課長（藤野浩之君） 今、議員が言われたとおりであります。

○4番（福本 悟君） いよいよ本題に入っていきたいと思います。

御船町の中になみきが丘というところがありますが、そこに公園と調整池、公園が3つと調整池が1カ所あるかと思います。この管理について伺いたいんですが、質問の前に、このなみきが丘にあります公園、調整池の経緯について、まず私から説明をさせていただきたいと思います。

このなみきが丘は、開発に伴って約10年、平成23年11月17日に、当時の町長となみきが丘自治会、大変これは重要なポイントです。なみきが丘の自治会との間で都市計画法第32条に基づき確認書が取り交わされております。この協議内容としては、まず公園の管理です。団地内で管理組合規約等を策定し公園内の除草清掃及び施設遊具等の維持管理を行う。それと調整池の管理です。これは、地元地区民となっております。

この自治会組織自体は、当初から結成はされておられません。話は上がっておりましたが結成はされておられません。

それでは、この3番目の質問です。公園と調整池の管理は、今現在はどうのようになっていますでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） まず、このなみきが丘の開発の経緯から説明をさせていただきます。都市計画法に基づく一定規模以上の開発行為がある場合には、道路、公園、調整池などの開発行為に関係がある公共施設を設置する開発業者は、都市計画法29条の開発許可を行う前に、同法の32条により当該公共施設に係る適切な管理を確保する観点から、管理者と協議を行い同意を得る必要があるということになっております。

なみきが丘の開発については、町は平成7年に開発業者と協議を行い、各公共施設の管理方法などを決めた上で開発に同意をしています。すべての公共施設が平成24年に町へ土地の帰属手続が完了をしております。所有権移転まで進んでいるところです。管理方法については、当初の同意協議どおりの取り扱いを行っています。

議員の御指摘、御質問の、開発の際に設置された公共施設には、道路、公園、ごみ置き場、集会所、防火水槽、調整池、緑地、上水道があります。当時の協議の際、道路の一部及び上水道を町の管理、そのほかは地元の住民管理という取り決めがなされておりました。道路については、特に公共性が強く、不特定多数の方が通行されるということから、また道路補修費用等についても地域住民ではなかなか負担が難しいということで、町道部分の道路については町が管理するということになっています。そのほかの公共施設については、利用者が当該地域住民に限定されるということから、地域に密着した施設であるということで、通常の管理は住民が行うように取り決めがなされております。

ただし、公園、緑地などの高木等の処理、また施設の安全性や危険性が問われる場合などは、特別な事情については町で対応するということとしております。

○4番（福本 悟君） 再確認をさせていただきます。先ほどの手前の質問で、財産の管理です。こちらのそれと今のなみきが丘の管理、これは法律上問題はないということで、まずは理解していいですか。

○建設課長（野口壮一君） 管理方法について、法律上問題がないのかという質問でありますけど、先ほども申しましたように都市計画法に基づく開発同意協議で管理方法が定められております。それに基づいて、県もこの開発の許可をなされているということになります。法的には問題はないということで認識をしております。

○4番（福本 悟君） 法的には問題がないということで今回答をいただきました。では、町

はこの管理についてどのようにかかわられていますか。今、野口課長から通常の管理はという言葉が出ました。ただこの協定書によると通常という言葉は出てきません。管理は地元になっていますので、まずその地元管理を町はどのように把握され、またどのように指導されていたのか、こちらの経緯を説明いただきたいと思います。

では、野口課長、1点だけ、財産の管理というのは、先ほど行政財産、普通財産それぞれの、行政財産は所管の課長が、普通財産は総務課長がということで答弁をいただきました。まさしくこれはこのとおりです。それと、いろいろな法律とか町の決まり事の中で多分その管理はされるかと思いますが、あくまでもこれは町の財産という認識でいいですか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほども申しましたとおり、造られた公共施設についての土地の帰属の手続が平成24年に行われております。こういう手続が踏まれているということであれば町の行政財産という位置付けになります。

○4番（福本 悟君） 繰り返しになりますが、町の関与といいますか、私もずっとその調整池を見てきました。住民から「どやんかしていただきたい」という声もいただいております。ただ、書面上こういうことがあるから、これは住民でしてくださいと言ったものの、いろいろな法律とか、町の決まり事を見ると、例えば今の調整池の話ですが、調整池の一番底の底盤ですかね、多分当時のまま。多分町は現状を見られていないのではないかと推測するんですけども、先ほど野口課長にお尋ねをしました、その調整池の管理は地元区民となっております。毎年清掃をされて、町がそれは確認するべきではないのですか。管理の、1年に1回とか何回とか、それは今までされていないのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） かなり大きな調整池が設置されているということで、私たちも現場のほうは確認をしてきたわけですけども、調整池の土地の帰属等についても、当時職員と地元の住民の方で現地を立ち会いの上に、この同意協議がなされているということであります。平成29年に有志の方々に1回調整池の中まで底盤のほうの除草作業が実施されているというものを確認しております。その後、年2回の地域清掃活動時に調整池の周辺です、上のほうの草刈り等はやられていると。それから、あと1人、自主的に行われているお一人の方がいるんですけど、定期的にその調整池の周りの草を刈られているという状態になっております。

議員指摘のように、確認ということについては町で定期的な確認までは至っていないというものであります。

平成7年の開発当時から現在に至るまで、この調整池の機能に今のところ特段の支障は見受けられてはおりません。現在、底盤のほうも草が繁茂しているというのは事実であります。そこら辺は、また地元の方々と協議の上、対応策あたりを検討していきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 次の公園の管理について、現在管理はどのようになっているか、お尋ねをします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

なみきが丘団地内の公園は陣側に1カ所、秋只側に2カ所、計3カ所ございます。議員がおっしゃるように、開発当初は団地内で自治会等を結成し管理することとしておりましたが、現在なみきが丘団地内には自治会等はなく、陣側の公園は団地にお住まいの個人の方が、秋只側の公園2カ所につきましては、秋只地区の清掃活動の際に除草等の管理を行っていただいていると認識をしております。

また、その際の町からの現地確認は行っておりませんが、これはなみきが丘団地の公園のみならず、ほかの公園につきましても、台風等の被害によりまして施設が破損した場合においては、確認の上、倒木の処理やフェンスの修理などを行っているところです。

○4番（福本 悟君） 鶴野課長、2点ほど、まず1点が、この団地内で管理組合規約、これは、確認は町はされていますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

自治会等がございませんので、管理規約というものは作成されてないものと承知しておりますけれども、開発事業者と地域の入居者の方で取り交わされた覚書等は確認をさせていただきます。

○4番（福本 悟君） それでは、なみきが丘の自治会、これ自体はもともとできていて確認書を取り交わしていたんですか。都市計画法の第32条に基づき確認書が取り交わされたとありますが、そこにはなみきが丘自治、多分自治会か自治区だと思いますが、当時、そのときは自治会ができていたというところで認識していいですか。

○建設課長（野口壮一君） なみきが丘の運営委員会というのが、当時なみきが丘の独立を目指して運営委員会というのが立ち上がっておりました。最終的にはなみきが丘というのが陣区と秋只区に分かれているということで、なかなか1つにまとまりが難しいという面があったみたいです。正式に、平成28年10月30日の臨時総会において、この運営委員会を解散

する、廃止をするという決定がなされております。今後はそれぞれの区に沿って動いていくというのが記録として残っております。

○4番（福本 悟君） 今、野口課長からこの運営委員会、まさしく私もなみきが丘の自治会ではなくて運営委員会だろうと思うんです。そこでの何人かでの代表者での取り決め事項というところなんです。時間が約1時間になりますので、私も地域を回って、公園にしろ調整池、調整池も課長から答弁がありましたが、ある方がボランティア的に作業をされている。公園についてもされているんです。年に2回の美化作業もされている。それはすべて現場にも行きました。住民からのお話も聞きました。

そういうことで、今後どうにかしないといかんかなということで、今回一般質問をしました。

最後に、町長に伺いたいんですが、これまで公有財産の管理方法についていろいろと担当課長から説明をいただきました。しかしながら、行政財産であります公園、調整池の管理方法については、法律上または町の規則がら問題があるのではないのでしょうかと思います。また、この公共施設の寄附に伴い、同じような管理方法をとられているところがあるのではないかと推測をするところです。この管理方法について大変危惧をしております。

町長は、この公園と調整池の管理について、町として今後どのような管理方法のもとで対応されていくのか、町長の見解を最後にお伺いして終わらせていただきます。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

開発行為により寄附された公園及び調整池の管理方法については、都市計画法32条の規定による協議が適正になされておりますので、法的な問題はないと考えております。また、その地で暮らす住民の方々の生活に直接かわる公園及び調整池の日常管理を地域住民が行うことで、徐々にコミュニティが形成されていくのではないかと考えております。

しかしながら、場合によっては町行政による支援が必要であると考えますと、地域でできることは町民による共助で、地域で解決できないことは町行政による公助で、町民と行政とがそれぞれの役割を担いながら、住みやすく安心して暮らせる生活環境を整えることが必要だと考えています。

これから先は、陣・秋只区長と相談をし協議を行い、課題解決に取り組んでまいりたいと考えます。また、その際には議員にも御尽力いただかないとできることはありませんので、どうぞこれから先も御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

○4番（福本 悟君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 11時15分まで休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（福永 啓君） 9番、福永です。一般質問を行います。

令和2年7月17日、最高裁が元町長の山本氏の上告を棄却、約10年に及ぶ御船竹バイオマス問題に関するすべての裁判が終わり、法的判断も確定しました。事業自体も始まらず、ただ3億円もの町のお金が消えてなくなった御船竹バイオマス問題ですが、それだけにはとどまりません。町内に亀裂を生み、お金よりも大切なものも失われた大変大きな事件でした。

結論から言えば、町監査委員の判断、住民訴訟、その後の町の裁判、すべての公的判断により住民訴訟を起こした方々及びその支援者の方々、そして山本氏に替わって住民から選ばれた藤木町政の主張が認められ、山本氏個人及び山本町政時の町の主張は退けられました。しかし、決してめでたしめでたしで終わらせることはできない事件です。事実、約2億円に関しては誰も法的責任を負うことなく、既に町の損失が確定しています。言わば御船町民がすべてこの事件に関しまして等しく2億円の賠償を行ったとも言えます。すべての町民が支払ったこのとても高い授業料に対して、御船竹バイオマス問題の真相を解明し、なぜこのような問題が起きたのか、二度とこのような問題を起こさないためにはどうしたらよいのかと考え一定の結論を出すことは、町そして議会に課された責務ではないかと考え一般質問をいたします。

個別の質問に関しては質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御船竹バイオマス問題に関するすべての裁判が終了したが、この問題を町はどう総括するか、についてお答えいたします。

御船町竹バイオマス問題は竹バイオマス事業への補助金支出をめぐり、住民監査請求を経て住民訴訟及び損害賠償請求訴訟による司法判断に委ねた結果、本年7月17日に最高裁判所が元町長の上告の棄却を決定し、一審判決が確定いたしました。この間、住民訴訟、損害賠償請求訴訟ともに4年以上の歳月を要しており、町民の皆様はじめ、議会や関係各位への混乱を招いたこと、及び結果として町財政に巨額のダメージを与えたことに対しまして、深く受け止めております。

今後、二度と同じようなことがないように、これまで以上に町が推進する各種事業においては計画性や規模、妥当性について十分な論議を深め、町民の信頼回復に努めてまいります。

また、元町長に対する債権回収についても、しっかりと取り組んでまいります。

その他、個別の質問については担当課長より答弁させます。

○9番（福永 啓君） まず、事実関係の確認を行っていききたいと思います。御船竹バイオマス問題が初めて表面化したとき、それは当時の町長が、この事業会社を第三セクター化すると表明したときです。町が3,000万円を事業会社に出資し、第三セクター化する予算案が議会で可決し成立して以降、具体的日にちを言えば、平成22年1月31日だったと思います。役場の前でビラ配りが行われました。これが最初の住民運動だったと認識しております。

では、その住民運動がなぜ起こったのか。まず、そこから質問していきます。住民運動が起こるしばらく前でした。竹バイオマス問題については、補助金は支出したものの、事業はなかなか進まないということは聞いていました。私もそれについては大変心配していました。その後に、当時の町長が事業会社を第三セクター化するという話を聞きまして、心配は一挙に危機感に変わりました。平成22年1月13日、正式に第三セクターが予算化され、その予算案の説明を行う議会の全員協議会において、事業会社が、ある財団法人から13億円もの融資を受けるという説明を、当時の町長がしたと伝え聞き、私も大変驚きました。その当時の会議録から、その部分について説明した部分を読み上げます。

財団法人〇〇〇の会と、〇〇〇というくらいですから天皇とか徳川本家の人たちがそういうのを作って、世のためになるようなことについては融資をしますよという団体があって、金融機関でもない、聞いたことがない団体、もちろんその〇〇〇という部分は歴史的人物ですから皆さん知っている人物です。しかしその団体は金融機関でもなければ、団体

自体は聞いたこともありません。そのような団体が、政府系金融機関ですら融資を断った事実に対して、13億円もの融資をし、ともに町も出資し、第三セクターになる。このような融資話です、これは本当にあったんですか。そして、元町長の発言、この発言なんですが、町として確認を取った後にされた発言ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

某財団からの融資話につきましては、議会の百条委員会においても調査されておりましたが、確かに、平成22年1月15日開催の第1回臨時会で、元町長からの発言があっていますが、それを証明する書類は町に存在しないことが事実であります。また、町職員が融資の確認や調査を行ったかにつきましては、融資話という極めて繊細な事項であったため、元町長の指示がないことには町職員が独自で行うことは難しく、町組織としての調査や確認は行っておりません。

○9番（福永 啓君） 議会で発言したことです。本来であれば、首長が部下に命じて「こういうことがあるけど、これは本当なの、調査しといて」と、こういう指示をするのは当たり前なんです。指示がないと部下は動けないですよ。そして、でもさすがに議会でこのようなことがあるということを発言しました。その後は、調査・確認の必要があると思うんですが、その後調査・確認はされましたか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

当時の議員からの指摘もありまして、財団の謄本を取り寄せるなどして、元町長発言の財団の住所です。それに代表者名が異なっていることなどを把握しております。すべて当時の元町長に伝えてあるものと考えております。

○9番（福永 啓君） 私も、当時は議員ではなかったんですが、当時の議員の方と一緒に、これは調べなければならないような事実です。調べました。監督官庁の文科省に聞きました。文科省の方は驚いていらっしゃいましたよ。そういう事実はないということで。文科省からわざわざ町にこういうことはありませんという電話を入れていただいています。2月5日の全員協議会なんですが、元町長はこうに言われているんです。「〇〇議員が調べたのも事実、文科省が調べたのも事実、だが私たちが調べたのも事実、事実は1つしかない」この私たちというのは本当に何だったのかと思います。職員が含まれてなかったということですね。これに対しては非常に私は、このとき周りの声さえ聞いていればと、何回も思っております。

そして、この融資は架空融資なんです、この架空融資を紹介した広島の会社社長なんです、その後の議会の百条委員会の調査、はがきを出したら宛先人不明で帰ってくると、行方知れずになっておりました。よろしいですか。この話は実は既に3億円が支出された後の話です。判決を読んでもそうなんですけれども、今から出てくるんですが、判決を読んでもそうなんです、社会通念上、この事業会社は既に事業遂行能力を失い破綻状態にあると判断しなければならなくなった後の話です。そのような会社を第三セクター化しようとしていたんです。第三セクター化を止めなければ、今失われている3億円どころではなく、これは大げさではなくて、町の存亡にかかわるような被害が生じるかもしれない、そのような深刻な危機感から住民運動は始まったんです。

そして、単におかしいおかしいと声を挙げる住民運動ではなくて、地方自治法で認められた制度、直接請求を使って住民監査請求、住民訴訟へと続いていくわけです。住民監査請求には700人を超える町民の方々、大きな負担を伴う住民訴訟には170人を超える方々が名前を出して参加されました。直接名前を出さない方々の中にも各種援助をいただいたり、側面から活動を支えてくださる方々がたくさんいました。住民訴訟とか住民監査請求は地方自治の制度で認められているものですから、地方自治、住民自治として、面目躍如たる面はあります。ただ、負担はとても大きいです。労力と弁護士費用等、金銭的負担を住民は強いられます。

一方で、これは損害賠償履行請求ですから、住民に対する金銭的な見返りは全くありません。しかもある意味、当時の町長に弓を引く行為です。誹謗中傷もされれば嫌がらせもありました。誰も好き好んでこういうことはしなくなかったんですよ。しかし、やはりそういう事実を知ったらやめるわけにはいけない。それをやめさせようといろんな方が、個人的にも当時の町長の説得に当たりました。これは町長は御存じだと思います。当時の方が、いろんな方が説得に、私も実は行ったんです。しかし、意見を変えなかった。ですから、このような苦渋の選択をとらざるを得なかった。あのとき、本当に町民の声に、周りの声に耳を傾けて、それで判断を変えていてくれたらと思うと、私も本当に後悔が先に立ってしまいます。

さて、事業会社に補助金が支払われた経緯に移ります。まず、平成21年2月10日、事業会社に2億円が概算払いとして支払われた事実ですが、この部分に関しましては、元町長の行為に対して違法性があると認定されていません。しかし、次の1億円の支出に関して

は、これは違法性があると認定されています。この2つの違いはどのように生まれたのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは判決文にも書かれておりますが、2億円が概算払いされた時点では、事業会社が政府系金融機関などから融資を受けられないことが確実な状況であったとまでは言えないと書かれております。そうである以上、自己資金の調達につきまして、当時の元町長が行った調査検討に不十分、不合理な点があったとまでは認められることができず、裁量権を逸脱、乱用したとは評価できず、違法な支出とは言えないということだと理解しております。

一方で、約1億円の支出につきましては、住民訴訟の判決では、金融機関等からの融資を受けることが極めて困難な状況であったにもかかわらず、さしたる調査もせず個人からの融資を受けることができると軽視して支出した、極めて軽率な対応であったと評価せざるを得ないと書かれています。指摘されています。また、損害賠償請求訴訟においても、支出時点では既に本件事業の遂行可能性は極めて低く、補助金を支出したとしても、それが有効に活用され、本件事業に伴う公益が実現されると期待することはできない状況であった以上、本件支出を実行することに公益上の妥当性を欠いた行為であり、裁量権を逸脱、または乱用した違法な行為に該当する。加えて、過失があったとされております。

○9番（福永 啓君） 今、判決をもとに答弁されましたね。判決というのはこちらが主張し、相手側が主張し、そして裁判所が、これが証拠に基づいてこうだねと認定された事実ですので、それに基づいて答弁されると、これは極めて当たり前のことだと思っております。

ある意味、この判決なんですけど、実は町に優しい判決であるというふうにも見る事ができるんですよ。極めて広い裁量権があると。なぜなら、最初の2億円です。政府系金融機関、これは国の補助事業が、出た事業であったにもかかわらず、計画の妥当性に疑問がある。再度協議があった場合でも難しいなどとして、融資を断っています。この融資を断ったらどういうことになるのか。政府系金融機関は十分知っていたはずですよ。今、半沢直樹を見ていらっしゃる方も多いんじゃないかと思うんですが、私は、テレビは時間がなくて見てないんですが、本は読んでいます。そうなんですよ、バンカーとしての教示があったんじゃないかと。貸すも親切、貸さぬも親切です。この事業会社の計画において、国から出ているけど、やはりバンカーとしてこの事業計画には貸してはいけないねと判断を

したとしか思えないんです。だって、事業計画の半分が融資の計画です。それがなくなったら、この計画自体が潰れるということなんです。その引導を渡す役割をされたんですよね。

もし事前にこのような一般的与信調査、それを町が行っていたならば、そもそも2億円の支出すらしなくて済んだのではないかと。2億円の支出は政策金融公庫が断ってから6日前ですからね。しかし、判決ではいよいよ駄目になったことが明らかでなければ、それは裁量の範囲内で、結果的には多額の損失が生じても仕方がないねとも聞こえてしまいます。この2億円の支出ですが、これは町の判断として、適切であったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

裁判所は裁量権を逸脱または乱用した違法な行為があったかどうかを判断しているのではありません。2億円の支出判断についても違法とまでは言えないと判断しております。しかし、結果としまして、2億円もの町の大切な貯金が消えた事実は揺るがないものであります。町として、この事実を謙虚に受け止め、真摯に反省した上で、なぜこのような事態が起こったのか、陥ったのか、二度とこのようなことが起きないためにはどうしたらよいのかを考えねばならないと思います。

○9番（福永 啓君） この2億円の支出です。私は不適切な支出だったと言わざるを得ないと判断いたしております。

裁判所は言われたように違法ではないという判断をしています。しかし判決の中にも、この行為が行政として適切であったかどうかを判断はしていません。また2億円の支出判断についても、この判決においてお墨付きを与えているわけではないんです。宿題なんです。これは本当にいい判断でしたか。それを行政としてちゃんと考えてくださいね。そこについては、ここに判断していないんですよ。これは宿題を与えられたことなんですね。きちっとこれは、この2億円については適切だったのかどうか、必ず一度立ち止まれたんではないか、この支出の前に。そういうことはたくさんあったわけですから。なぜ立ち止まらなかったのか。それを考えなければいけないと強く思います。

さて、2億円が概算払いの後、この6日後なんです。ついに政府系金融機関が融資を断りました。政府系金融機関が断りました。当然のごとく協調融資を計画していた市中銀行も融資を断ります。その時点で事業会社に事業を遂行できる能力があったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これも判決からまず要約すれば、本件事業は設備投資額は合

計で22億4,390万2,000円で、このうち、金融機関からの借入予定額は約半分に当たります。金融機関からの融資が得られないということは、必要な事業の半分が調達できないことを意味しております。当然事業遂行は困難になることが一般的だと考えております。

○9番（福永 啓君） この融資断りが行われた後の2月23日、融資を断られた事業会社と御船町が竹バイオマス事業の今後について協議を行いました。協議結果の概要が裁判資料、百条委員会の資料にもありましたが、出ておりますので読み上げます。

担当係長、「販路にしてもはっきりとした確証が会社として文書化できないこと。支出計画にしても、想定根拠がきちんと示せないのが融資断りの原因ではないか」

事業会社社長、「支出計画にしても事業計画にしても単価が書いてある。融資金融は全部読んでいるのか。全部読めばわかるはずだ。販路にしても機械製造会社社長に聞いている。社長に聞いてほしい。国も金融も、そこに行けば、聞けばわかる。どうして行かないのかわからん」

担当課長、「融資ができない資金はどうするんですか」

社長、「今資金の調達を行っている。昨年から融資の残額について協議を行っている。ほぼ詰めの段階になっている。今週中には決定する」

町長、「いずれにしても、御船竹資源開発、事業会社は竹事業を進めていくことでいいのですね。3月議会でも質問が上がっている。町民の期待も大きい。ぜひ成功させてほしい」

課長、「情報については逐次入れてほしい。最悪、補助金返還も考えの中に入れておいてほしい。今のままでは町も厳しい状態」

町長、「質問事項を係で回答できるなら、こちらでしたほうがいいのではないですか」

担当係長、一番携わっていらっしゃいました。「金融の質問について、答えが出る部分はほとんどこちらで作って答えてきました。こちらでわからない部分について、社長やコンサルタントに質問しているが、答えが一番肝心の価格の根拠の部分が来ない」

これを聞いて、どのように感じられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今の協議を聞きまして、これは判決文にも書かれておりますが、当時の担当係長が状況をよく理解されておりまして、問題提示されていると、そういうふうに感じました。

○9番（福永 啓君） そうですね。当時の担当係長、よく問題を把握されています。課長も、

それに準じたようなことを言っていらっしゃるんですよ。しかし、現場で当たってこられた担当係長、よく問題を把握されていました。この係長は後日亡くなられましたけれども、心より冥福をお祈り申し上げます。

そして、町長がすごく前のめりですよ。いずれにしても、進めていくということではないのです。このような状態においても進めていくことが前提となった話をされています。この中で、会社は今週中に詰めの段階になって決まっていると、もう決まりそうだという、金融機関以外の融資の話絡みも言及しておりました。この金融機関以外の融資、これはどこから持ってくると説明したんですか。

それと、そのお金は結局来たんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ある個人が融資するということで、確約書が出されました。そして、融資の確認に、担当係長が出張しております。しかし、融資の確約は取れませんでした。再度、同一人物から確約書が出されて、またその当時の担当係長が確認出張しましたが、結局融資はございませんでした。

○9番（福永 啓君） この金融機関から断られた後の融資話について、公の裁判で元町長や元社長が、巨人軍のオーナーの知り合いの大金持ちが融資を行うことになっていたなどといった主張をされたときには、本当に驚きました。まるで第三セクターのときと同じような感じですよ。結局融資の確約書は今課長が答弁されたように、二度も破られたにもかかわらず、元町長は事業会社に1億円の補助金を出します。これは、正しい判断と言えるでしょうか。いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

その件につきましては、判決でも認定されていますが、融資の確実性を裏付ける事情が乏しく、融資が実行される可能性は極めて低かったと判断されております。本件事業遂行の可能性もまた極めて低いものであったと判断されており、そのような状態の事業会社に補助金を支払うべきではなかったという、裁判所の判断だと思っております。

○9番（福永 啓君） そうですよ。この融資話なんですけど、後に百条委員会でも問題視され、判決でもこの融資が何なのかということは、バツサリ切られているだけではないです。判決をぜひ皆さんにも読んでいただきたい。丁寧に検証されて否定されていました。

それではまず、次の1億円の補助金を支出したときの状況を復習します。

御船竹バイオマス事業は開業資金が約22億円の半分が補助金、残り半分が自己資金です。自己資金のほとんどすべてが融資で調達するような事業計画でした。そして2億円の補助金が支出された後の6日後、計画の妥当性に疑問がある、再度協議があった場合でも難しいなどとして、政府系金融機関から融資を断られ、市中金融機関も融資を断りました。少ない資本金もほぼ底をついていました。頼みの綱、この実現性の低い、ほぼないような個人融資も、結局ありませんでした。そのような状況であった平成21年5月29日、元町長は事業会社に対して補助金約1億円を支払ったんです。これが社会通念上著しく妥当性を欠いた行為であり、裁量権を逸脱または乱用した違法な行為に該当する。加えて過失があったと認定された行為です。裁判所は個人に対して1億円を払えと言うんです。それは、それ相当の理由がないと、そのような判決は出しません。それ相当の理由が綿々と綴られているのが判決文です。読んでない方はぜひお読みいただきたい。

また、この裁判で、最後の頼みの綱の融資、これがなくなったのが町民の妨害があったからだなどという主張をされていましたが、その時点で町民はこのような事実を知り得たんですか。また融資の妨害のような事実はあったんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

損害賠償請求訴訟の判決文によりますと、融資ができなかった理由としては、本事業の遂行可能性や融資金の回収可能に対する不安が挙げられております。妨害行為については、一切言及はなく、妨害行為のために融資が実現していないという説明を裏付けるには乏しく、融資が実現しないことの合理的な理由として受け入れられるものではなかったと言わざるを得ないとされております、と判断されております。

○9番（福永 啓君） 荒唐無稽な主張だったわけなんです、ちなみに議会をはじめ、補助金支出が初めて公になったのが、最後の1億円を事業会社に支出した翌月の定例会です。議員からの一般質問に答えてだったと思います。この融資妨害がされていたと言われる、主張された時期には、議員すらそういう交渉が行われていた事実、またさきに2億円が支出されていた事実すら知らなかったんです。なぜこのような主張をされたのか理解に苦しみますが、恐らく次に、この後に続く第三セクター化のときの住民運動です。このことと混同されていたのではないかなとは思いますが。

このような経緯で約1億円の補助金が支出され、その後6月6日から翌年の1月にかけて、事業会社の社長らがお金がないもので、補助金1,500万円を流用します。この件に関

しては、後に事業会社と社長に対して罰金刑が確定しています。そして、冒頭に質問した第三セクター問題へと移るんです。1億円が支出された経緯と、その後の第三セクター問題、どちらもこの融資、本当にとんでもない融資、金融機関が断った後にいろんな融資話が出てきますけれど、そのような経緯は似ています。しかし、一方で融資がなかった、確約書も破られた。しかし1億円は支出された。

一方で第三セクターの場合は、予算化されているにもかかわらず、ギリギリで執行されず、第三セクター化はされませんでした。その違いは何でしょうか。やはり一番の違いは、1億円の支出は役場の中だけで閉鎖された、議会の監視もない閉鎖された組織の中だけで個人主導で行われていた。一方で、第三セクター問題は町民の目、町民の行動、これがあつたから支出できなかったのではないかと。もし、あのとき町民の方々がこの行動を起こしていなければ、1億円の例を見てわかりますとおり、何にもみんな無関心で、何にもしていなかったら、これは第三セクターになっていたんじゃないかとも考えられるんです。恐ろしいことなんですけれど。

ここに、なぜこのような問題が起こったのか。このような問題を二度と起こさないためにはどうしたらよいかの大きなヒントがあるような気がしています。町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 私は、町長選挙において、竹バイオマス事業を問題視し、住民訴訟の動向を注視しつつ、町民目線で厳正に対処することを選挙公約に掲げ、選挙戦を戦ってまいりました。その結果、大多数の町民の皆様から支持を得て町政の付託を受けることとなりました。

よって、当時係争中であった住民訴訟は、町対町民の構図であり、これを早急に解決する必要がありました。そこで、元町長から私に町政の舵取り役が替わったことから、これまでの町の主張を改める必要があると判断し、取り下げを行いました。

これからも、当時の初心を忘れることなく、町民目線で、町民の声に耳を傾け、寄り添いながら、行政運営の舵取りを行っていきたいと考えています。

そのためにも、町民の代表である議会の皆様に対し、しっかりと説明責任を果たしながら丁寧に政策を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（福永 啓君） 竹バイオマス問題の始まりは、町長年の課題解決に資するいい話だったんです。しかし、いい話がすべて成功する話ではありません。同じような補助事業はたくさんあります。失敗している補助事業もたくさんあります。補助金返還事例もあります。

しかし、これだけ巨額の補助金を事業自体始まってもいないのに、まだ事業主体でもない町が全額負担しなければならなくなったような例は探し出せませんでした。役場の職員の方々、10年前のことですから、そのときの記憶が鮮明な方もいると思います。もうなかったことにしたくなる。そういう気持ちになっている方もいらっしゃると思います。

しかし、子曰く「過ちて改めざる、是れを過ちという」人間というものは過ちをするものです。過ちを犯して、自ら気づきながらも改めないこと、これが本当の過ちなんです。

「過ちて改たむるに憚ること勿れ」御船町は町民から選ばれた藤木町長のもと、竹バイオマス問題の主張について、素直に過ちを認め、主張を全く180度改めました。そして、その改めた主張が地裁でも高裁でも最高裁でも認められ、今の町の主張こそが正しい理解であるということが、これが法的にも、国の立場としても確立したということが言えます。

あのとき、10年前ちょっとです。あのとき判断が間違っていたのではないかなどと胸の底に抱え込んでいるような、思い悩んでいるような職員もいるかもしれません。しかし、町が過ちを認め、主張を改め、その主張が最高裁で認められた今は、これは皆さんの主張が認められたことになるんです。すべての職員が自らの主張が認められたと考えるべきです。そして胸を張らなければいけない。これが逆だったら、あなたたちは間違ったことをした町の職員なんです。しかし、主張を改めて、それが認められたから、過ちを認めたから、皆様は正しいことをした町の職員なんです。きちっと胸を張って、これに正面から向かい合ってほしい。3億円、それ以上の災害が生じた竹バイオマス問題ですが、ある意味災害にも似ています。人災ですけれども、災害はなければいけないほうがいい。しかし、災害は被害のみではなくて、教訓を残すんですよ。役場職員を含め、私を含めた議員も、そして町民の皆様も、この問題から目を逸らすことなく、今後とも竹バイオマス問題が残した教訓と真正面から向き合わなくてはならないと、強くそのように思っております。

さて、お金の話についても聞いておきたいと思います。実は、今でもよく町民の方から聞かれるんですよ。3億円って捨てたって言うけど、捨てたわけじゃないですよ。どこかに支払っているんですよ。その支払った先から、3億円を取り返すことはできないんですか。いかがでしょうか、できないんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

約3億円は、主に事業会社が発注しました機材を作った会社や建設会社に支払われました。それぞれ、支払額の数倍に当たる機材が発注されていたので、事業が頓挫し、機

材類の残りの支払いもなくなってしまったことから、支払先の企業でも逆に損失が生じ、機材を発注した事業者に加えて町も訴えられたことがありました。幸い、その裁判では、町が勝ちましたが、逆に町が仮に約３億円の返還を支払先の企業に求めても、その請求が認められる可能性は極めて低いのが現実であります。

御船町は約３億円の被害を受けましたが、その３億円の支払先の企業もそれぞれかなり大きな被害を受けていると思われます。

○９番（福永 啓君） 町に、前に私聞いたことがあるんです。それぞれの会社に裁判を起こして取り返したらいいじゃないですかと。町はそのとき取り返しますとかいうことを言いました。しかし、冷静に考えてみれば、逆にこのことによって、「いや、俺たちは町が要ると思って、もう第三セクターみたいになっていると思って、注文された、お金を支払われた以上の機械をもう既に作っているんですよ。この損害は逆に御船町が返さなければいけないんですが」と、そういう裁判を起こされたんです。また同じような逆な裁判を起こしても、御船町もその裁判に勝って、各企業からお金を取り返すことは大変難しいという、これは現実だと思います。悔しいんですけど、ここのところを、お金と時間と労力をかけて勝ち目の薄い裁判に対して臨むのは、財政をもう損失している町として、やはり難しいのかなと思います。理解は今しております。

そして、今回最高裁で確定しました。約１億円、これに法定利息を加えた賠償命令なんですけれども、確定したものは。やはりこれも町民の方がよく聞かれます、「これはどうやって回収するんですか」と。どのような手段で回収しようとしているんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

約１億円です。正確には9,279万3,000円です。それにつきまして年５歩の法定利息が本年８月末現在で約4,720万円、合わせますと、約１億4,000万円が現時点の請求額となります。法定利息については、返済がない限り、年間大体約464万円ずつ増えていくことになります。

徴収方法につきましては、よりよい方法を探っている段階でありまして、いずれにしても、法に沿って粛々と進めていきたいと考えております。

○９番（福永 啓君） この請求について、本当に法に沿って過剰にならず、しかも遠慮せず、過剰にならず、きちっと進めていかないと、同じように税務課の方が徴収を進められているんですよ。その大きな障害になり得ます。これに関しましては、きちっと進めていか

なければならないと思っております。

最後に町長にお聞きします。この竹バイオマス事件です、これで私の人生を含め、これがないと私は議員になっていませんでしたから、正直な話。町長ももしかするとそうなのかもしれません。大きく、この事件で人生を狂わされた、狂わされたのか当然だったのかわかりません、の一人であります。この結審して、そして確定して、今現在いろんなお金だけではなくて、大切なものも失われました。そしてまた、これから請求していかなければならないという日々が続きます。結審して、第三セクター問題を止めてくださった町民の方々、そしていろんな抵抗があったかもしれません。自らの主張を改めたことによって、ある意味御船町を守ったんです、あなたは。それらのことについて、あのときのことを振り返りながら、感想、思いを一言お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 冒頭にも口頭で御説明しましたが、竹バイオマス事業の問題をめぐっては、住民監査請求から住民訴訟、損害賠償訴訟と、とても長い月日がかかってきました。町を預かる長として、どうしても伝えたいことがあります。町民の皆様をはじめ、議会や一生懸命頑張っていた関係各位、そしてまた町職員に対しましても多大な混乱を招き、さらには町財政に大きなダメージを与えたことを、代表として深くお詫び申し上げます。

この竹バイオマス裁判にかかわられたすべての皆様方に申し訳ございませんでした。

しかしながら、本件により失われたものもたくさんありました。しかしながら、本件から得たものもたくさんあります。これからは、失ったものを忘れることなく、得たものを町の力として次の世代へバトンを渡す、私たちには宿命があります。

町職員、また町民一丸となってこれからの御船町を作ってまいりたいと思います。これからの御船町に御期待いただきたいと思います。

○9番（福永 啓君） 大変、職員の皆様も今回の質問の答弁に当たって苦勞されたのではないかと私は思うんです。なぜなら、今まで違う主張を町はしていたんです。同じような主張、違う主張をしていて、そして、この裁判の中でもそれが今までの主張がことごとく丁寧に否定されていくんです。これは、この支出は議会が決めたことだ。国からもらったのを渡さなければいけない。法律に沿ったことをしなければ、私には責任はないということを幾つも主張されてきた。皆様も聞かれてきていた、もと町長の主張があったかと思えます。それに対して、一つ一つ検証され、そして否定されてきたんです。自分たちの今まで

の行為が否定されたように感じる方がいらっしやったとしたら、私はそれは間違いだと思っています。

皆様は、最後にあと1回申し上げておきたい。誤りを認めて、正した。これは誤りではないんです。正さなかったことが誤りなんです。皆様は、誤った町の職員ではない。そして誤った町の町民でもない、誤った町の議員でもない。これからは、この問題に対して、何かタブー視するわけではなくて、直視しながら課題を考えていかなければならないと、強く主張して一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで1時10分まで休憩を取りたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時04分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○8番（岩永宏介君） 3番、岩永です。平成28年の熊本地震から4年と5カ月が経ちましたが、町の1年間の歳入歳出額も依然として大きく膨らんでいます。改めて熊本地震による被害が大きかったことを思い知らされます。

このような中、御船町の財政の現状、そして将来の見通しについて、決算カードを使って一般質問を行いたいと思っております。あらかじめ通告しておりましたとおり、御船町の財政構造、状況、将来見通しについて。1、現在の財政状況をどのようにとらえているのか。2、今後、財政運営をどのように行っていくのか、この2点について質問します。

個別の質問については質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の御船町の財政構造、状況、将来見通しについてお答えをいたします。

町では、財政基盤の強化を図り、持続可能な行財政運営を図っていくことが求められています。毎年度の予算編成におきましても、増大する財政事情にどう対応していくかが課題になっており、収支の均衡を図ることに苦心をしております。仮に収支における財源不足を歳出削減のみで解決しようとする、町民サービスを大きく引き下げることとなりま

す。

そこで、歳出事業の取捨選択に併せ、歳入確保策も講じてまいりました。具体的にはふるさと納税制度の推進、町道広域農道等整備における地方創生道整備交付金等の特定財源の活用、また地域おこし協力隊の導入においては、特別交付税の活用など新たな財源確保を積極的に進めてまいりました。

このような取り組みの結果、令和2年度当初予算編成においては、財政調整基金の取り崩しもなく予算編成が行われたところです。今後も、将来の御船町を見据えた人材育成をはじめ、町民が望む政策を実現できるよう実行性の高い施策を選択し、集中して実行することで予算配分の重点化、効率化を図り、第6期御船町総合計画の実現と持続可能なまちづくりを推進してまいりますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

その他、個別の質問については、担当課長より答弁させます。

○8番（岩永宏介君） 1番目の、現在の財政状況をどのようにとらえているかという質問ですが、まず、資料として3枚ほどお配りしておりますけれども、御船町の収支状況というのが最後の3枚目にあるかと思います。それにかかわる質問でございますが、現在の御船町の財政規模はどのような状況にあるのか。大まかそのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町はまだ平成28年の熊本地震からの復旧・復興事業の途中でありまして、予算規模は増大しております。また、これまでも、平成23年、御船小学校の校舎の改築事業や光ファイバー整備事業、また平成24年には都市計画道路シンボルロード整備事業、それに平成25年度からは国の緊急経済対策事業による恐竜博物館や街なかギャラリー、それに観光交流センターまたふれあい広場の整備等による維持管理費や公債費の償還額の増加によりまして、財政規模は拡大している状況にあります。

○8番（岩永宏介君） 配っております決算カードというのがありますが、その決算カードについては後に説明をお願いしたいと思っておりますが、それをもとにして過去10年間の財政規模、歳入総額と歳出総額をそこに並べておりますが、これをもとにして、決算カードをもとにしてこういうのを作ってみました。これを見ると確かに平成28年度以降は予算規模がかなり大きく膨らんでいるというのがわかるかと思います。それも非常に急激に膨張しておりますが、これは熊本地震の影響だと思っておりますが、ざっと眺めてあとについては

そう財政規模は拡大はしていないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この表でもわかりますように、国の緊急経済対策を実施しました平成25年度の歳出総額は、約91億円であります。それ以前の、平成24年度は68億円、23年度も68億円となっております。また、財政規模の拡大としましては、先ほど申し上げました緊急経済対策事業に借り入れた地方債の本格的な償還は平成29年度からになります。そのため平成29年度は熊本地震に伴う災害復旧事業等に緊急経済対策事業に係ります公債費等の償還もプラスされ、財政規模が拡大していることがわかつています。

○8番（岩永宏介君） 今、そういう説明がございましたが、あまりに地震後の予算規模が大きくなっている関係から、そちらのほうに目が行ってしまうわけですが、確かにそれ以前を見ますと、今おっしゃったような形で、平成25年度に大きく膨らんでいるというのがわかりますが、大体御船町の予算規模というのは、おおむね70億円程度で推移していたものが、今申したとおり、平成25年度に大きく膨らんでいる。理由については、今おっしゃったようなこと、特に御船小学校の改築、平成23年あたりからずっと、23年には御船町の改築事業とか光ファイバー整備事業とか、そういうのもあって、特に平成25年からが国の緊急経済対策事業によって恐竜博物館や街なかギャラリー、観光交流センター、ふれあい広場の整備等によって、その事業に対しては補助金で造られたものが大半だろうと思いますが、その後の維持管理費それから公債費、足りなかった部分は公債費で賄われておりますので、その償還額の増加によって財政規模が94億円と大きく膨らんでいるというのが、確かにそういうことが言えるかと思います。そういう財政規模が拡大しているということはわかりました。

そして、いわゆる箱物とかを造ると、そういう維持管理費が大きく膨らんでくるんだということは理解ができますが、例えば、ちょっと目をつぶって、恐竜博物館や街なかギャラリー、観光交流センター、ふれあい広場がなかったとしたら、ないということを頭の中で想像すると、今できているのがあるという意味がよくわかるような気もするわけです。ただ、そういう維持管理についてということですので、お金がかかるということは非常に負担がかかっているということはマイナスの面といいますか、ある意味マイナスの面でしょうが、今、目をつぶってそういうのがなくなった状態を想像すると、どんな具合でしょうか。だから、プラスの面ももちろんあると思うわけです。そういうことを想像します。

だから当然そういうのは現にあるわけですので、それについて、活用の促進といいますか、なかなか街なかギャラリーあたりの利用あたりが非常に難しいということはよく聞かされておりますが、それについて、やはりそういうものを含めて恐竜博物館あるいは光ファイバー整備事業等、そういうものについて私たちは利用の、活用の促進について考えていくのが前向きなとらえ方だろうと思っております。

それから、次の質問に移りますけれども、そこに準備しておりますあとの資料の1枚、御船町の平成30年度御船町決算状況、これはいわゆる決算カードなのですが、それを見ながら、幾つか質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

決算カードはどのようにしてでき上がるのか、若干の説明をお願ひしたいと思っております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 決算カードについて御説明いたします。

これは各自治体が各年度に実施しました決算統計というものがあります。各自治体が作成しました決算統計の集計結果に基づきまして、普通会計ベースでの歳入・歳出決算額、それと各種財政指標等の状況について、自治体ごとに1枚のカードに取りまとめたものになります。これは総務省が取りまとめたもので、各自治体の人口それに産業構造により町村については15類型によって分類されていて、自治体間の比較とか分析ができるようになっております。

○8番（岩永宏介君） 人口と産業構造に従って町村を15の類型に分類しているということなのですが、そののまず決算カード御船町、平成30年度決算状況の、これは真ん中、上と下で大体分割されると思いますが、何も書いてないところがありますが、その下、それを下のほうと呼びたいと思いますが、右側の下のほうに、基準財政収入額とか基準財政需要額とかいうのがありますが、その下から3行目です。財政力指数というのがありますが、これも申し訳ないんですが、わかりやすく説明をお願ひしたいと思っております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今言われた平成30年度決算カードの財政力指数が、右の下のほうにあります。それを見てもみますと、御船町は0.38となっております。これは、地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で割りまして得た数値の、これは過去3年間の平均値であります。財政力指数が高いほど普通交付税の算定上の留保財源が大きいことによりまして、財源に余裕があると言えます。指数がもし仮に1となった場合は、普通交付税が交付される、これは通常言います不交付団体となります。

○8番（岩永宏介君） 非常に難解な言葉が、基準財政収入額とか基準財政需要額等々の言葉が出てくるのが、この財政について非常に詳しく知るには、これが言葉でとにかく何かそういう読み合わせしたりするのが難しくなるということもよく書いた本に出くわしますが、いずれにしても、財政力指数が高いと財源に余裕がある、財政力があるということなのですが、今おっしゃったところ、これもまた非常に難解だなと思ったのは、こんなふうにおっしゃったですね。財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことにより、財源に余裕があると言える。このあたりをもうちょっとかみ砕いて説明お願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額、この分が交付税となります。歳出から歳入を引いた分、不足する分が交付税ということに若干ありますので、その基準財政収入額において、この歳入です、これが75%が算入されます。もし10億円でしたら7億5,000万円が基準財政需要額に算入されると。残りの25%、この25%は留保財源として残ります。そして、この財政力指数が高いほど、この25%の留保財源が町に残っていることになって、自由に使えるお金があるという形になります。政策的とか町民の要望とか、そういうあたりに自由に使えるお金が多く残っているという形になります。

○8番（岩永宏介君） だから、町の収入が10億円ということだったら、75%収入があるものとみなして、その差、不足する分を今度は普通交付税からいただけるんだけれども、あらかじめもう25%は手元にあるから、その分が増えるということですね。

それで、これについて、本町の財政力指数は、これも見てきますと、大体平成29年度、30年度はともに0.38で、その前のを私が作った資料あたり、これは結局決算カードから持ってきた数字なんです、それ以前は0.36とか0.37で推移していたわけです。だから、わずかではあるけれども上昇はしているわけです。それが本当に意味がある、誘因さであるかどうかはわかりませんが、こんなふうには上昇してきているわけです。

ちなみに、隣町といいますか、例えば嘉島町とか益城町あたりは、この財政力指数というのは大体幾つぐらいあるんだろうかと。どのような数値を想像されますでしょうか。これも益城町の決算カードあたりで見れば、益城町は0.56です。嘉島町は0.68です。なるほどなと思いました。

あとは、また続きますけれども、決算カードの、これも同じく右側下のほうに、健全化判断比率というのが、さっきの財政力指数が書いてあったところの下グループです。健全化判断比率の中の、ここに4つ比率が書いてありますが、実質公債比率について聞いてみたいと思います。

これは、先ほどの私がまとめた分の資料にもありますが、平成29年度は6%、平成30年度は6.9%、それから令和元年度、これは令和元年度ですので決算カードはもちろんないわけですので、今年の決算書を見ますと、8.2%なんです。だから、6.0、6.9、8.2とだんだん高くなっているわけです。非常に急激に上がっていますので、この原因は何でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

実質公債比率が高くなっている理由としましては、やはり熊本地震関係になります。熊本地震に係る地方債の償還額が令和元年度から本格的に償還が始まったということです。現時点では、令和7年頃は公債費がピークを迎えるため、今後もこの実質公債比率に関しましては高くなっていく見込となっております。

また一方で、熊本地震関連の地方債については、交付税措置率の高い地方債の借り入れや償還期間を可能な限り長くすることによりまして、本町の負担を平準化するなど、今後の持続可能な財政運営を行えるような努力をしております。

○8番（岩永宏介君） 今後もこの8.2からしばらく上がっていくという説明だったと思いますが、令和7年に、これは何でかと言うたら、地震の影響なんですね。その償還が、借りた分が平成元年度から本格的にその償還が始まったということですが、令和7年頃に公債費がピークを迎えると。だから、だんだん上がっていくということです。それに対して、これは行政側の努力といいますか、その後おっしゃったことは、交付税措置率の高い地方債の借り入れとか償還期間を可能な限り長くするということで対応しているという話だろうと思います。

次に、経常収支比率というのが、決算カードの真ん中よりも下のほうに、今度はこれを大きく性質別歳出の状況、右側が目的別歳出の状況というのが書いてありますが、左側の性質別歳出の右角です。ここに経常収支比率が書いてあって、94.7%とありますが、平成30年度が94.7%と、これは調べてみましたが、94.7%は非常に高いと思いますが、これぐらいは思っていたんですが、90以上はあるなと思っていたんですが、過去は調べると、例

えば、平成22年度あたりは80%台なんです。82.7%だったりしますけれども、この経常収支比率が高いということは、どういうことなんでしょうか。そして、財政上どのような影響があるのか。これもできるだけわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この経常収支比率は、御船町の財政運用で特に重要する比率になります。この経常収支比率が高くなるということは、まず家庭に例えてお答えしたいと思います。その家庭の収入を食費とか光熱費、税の支払いなど必要不可欠な経費でほぼ使い切ってしまうようなことになります。そのために新しく車を、新車を購入するとか、家のリフォームなど、特殊な事情等に対応できるお金がないという状況になってきます、もし100%になればですね。必要経費にしか充てられないということになります。よって、ローンなどに頼らざるを得ない状況となりまして、短期的な視点で見れば資金は確保できますが、長期的な視点で見ると、先ほど必要不可欠な経費に合わせローンの支払いが発生しまして、家計が厳しくなってくるということになります。

これを行政に置き換えてみますと、道路等の改良を行う場合、財源がないため地方債の借入れが必要となります。短期的な視点で見れば資金は確保できますが、将来にわたりこの公債費が発生しますので、そうすると、将来にわたり通常の義務的経費だけでなく、公債費の償還も行わなければならなくなってきます。また、将来世代も財源不足に悩まされ、現金を確保するためにさらなる地方債を借入れるなどの悪循環が発生するということになります。

○8番（岩永宏介君） これは今家庭の経済といいますか、家計に例えてお話がありましたので非常にわかりやすくなりました。それで、とにかく94.7%ということは、非常に、簡単に言えば自由に使えるお金が足りないといった状況ですね。だから、自由に使えるのが、100から94.7を引けば5.3しかないということですね。だから非常に苦しい財政運営をされていると。藤木町長が非常に厳しい厳しいと、就任早々におっしゃっていたのを思い出したりするわけです。

これを実感する意味で、先ほどの人口それから産業構造で分類したのが15グループ、これは町村が15、これも調べるとどういう町が村が類似団体と、御船と似通った団体であると、人口と産業構造の2点ですけれども。その中で、類似団体が63団体ありました。御船町の経常収支比率が高いということは、この63団体中何位ぐらいと思われますか。突然で

すが。これは、63団体中46位と。これはあと残りは何団体しかないという状況です。だから、経常収支比率が高いというのはそういうことだということですが、財政が硬直化しているわけですが、ではこれに対して、町はどのような、やはりこれを下げるためにはどういう工夫を、どういう対策が必要と思っておられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

本町の経常収支比率の推移としましては、やはり熊本地震に係る公債費の増加とともに、経常収支比率が悪化していく、今のところ見込みになっております。経常収支比率を下げるためには歳出の削減、歳出における人件費や社会保障費などの削減は難しいものと考えます。今後は公債費の増加を防ぐとともに、国・県補助金などの特定財源や地方税、またはふるさと納税等の自主財源の確保を図りまして、地方債に頼らない予算編成を推進する必要があると考えております。

○8番（岩永宏介君） 今おっしゃったのは、結局、非常にわかりやすいわけですが、地方債に頼らない予算編成を推進する必要があるということです。だから、それについてはまた後に、その自主財源を増やす確保を図るということなんですが、後で触れていきたいと思っています。

大まかそういう指標、財政指標を見て、御船町がどういう状況にあるかというのが浮かび上がってくるのではないかなと思います。そういう指数説明とか、それをどうという等について今質問をしましたけれども、2番目の、今後財政運営をどのように行っていくかというところに入ります。

今、そういう概念の説明というか、それについての質疑でしたので、ここで少しわかりやすくなるためには、最初といいますか類似団体という言葉も出てきておりますので、熊本県内の自治体、類似団体、15のグループの中の同等のところと比較しながら考えていったがわかりやすいと思いますので、まずは、この基準です、もう少し説明をしていただきたいんですが。類似団体として分類する条件、基準、そこの細かいところをお願いしたいと思います。

それから、御船町の類似団体というのは県内ではどこなのか。その2点をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

本町の属する類型団体の区分と同等の団体、ここに資料として差し上げております。芦

北町になります。熊本県内には、この芦北町だけは御船町と同じ、類似団体ということになります。

区分の該当条件としましては、まず人口が1万5,000人から2万人未満、また産業構造のうちの第3次産業の比率が55%以上の団体がこれに該当します。これに該当するのが御船町と芦北町ということになります。

○8番（岩永宏介君）　そういう意味で、非常に人口も近いと、それから第3次産業の比率も似ているということで、芦北町が類似団体と。ここと今から比較をしながら、またさらに本町の違い、芦北町とどう違うのか、そのあたりから見ていきたいと思います。

まず最初、財政規模です。芦北町の財政規模はどのような状況になっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

お手元に配布しております決算カードを見てもらってよろしいでしょうか。御船町と芦北町の平成30年度の決算カードを用意しております。まず、御船町の決算カードを見ていただきたいと思います。この決算カードで、左側の一番下になります。歳出合計と書いてあるところです。これは御船町です。御船町は147億2,711万7,000円です。歳出総額、決算額です。次に、今度は芦北町です。芦北町も一番左側の一番下になります。歳出合計と書いてある部分です。99億9,524万7,000円と、歳出の決算額です。同じ類似団体で、決算額で47億3,187万円の差が出ております。

次に歳入になります。ちょうど左側の真ん中になります。上段が歳入の状況、下段が歳出の状況になりますけれども、上段の部分の一番下です。左側、歳入の合計です。御船町が154億2,578万9,000円、それに比べまして芦北町が103億7,455万1,000円ということで、御船町と芦北町の差が50億5,123万8,000円となっております。

まず、歳出決算額の大きな違い、つまり御船町の歳出が大きい理由としましては、先ほどから何回もありましたように、災害復旧事業などの投資的経費の差が47億8,551万5,000円発生していることです。次に、歳入の決算額についても、投資的経費の発生に伴いまして、国庫支出金の芦北町と御船町の差です。22億9,460万5,000円。それと県支出金が16億1,350万9,000円、それに地方債が16億4,125万2,000円などの受け入れの差が出ております。これが大きな乖離が発生しているということになります。

○8番（岩永宏介君）　決算額の大きな差というのは、これはわかりますが。熊本地震に要した経費の違いですね。これを御船町と芦北町の決算カードを眺めていて、1つ大きなこ

とに気付いたんですが、決算カードの真ん中あたり、市町村税の状況、この中の御船町の地方税収入、御船町は14億8,289万9,000円となっていますので、14億8,000万円に対して芦北町は同じところなんです、これは18億3,000万円というのがちょうど真ん中ぐらいです。これは市町村税のところですが、こういう差があって、この差し引きです。これはびっくりしたんですが、類似団体といいながらも、芦北町が多くて、御船町が約3億5,000万円少ないんです。なぜこのような大きな差が見られるのだろうかという思いにかけられるわけですが。この要因はわかりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この地方税の大きな違いは固定資産税になります。その中でも償却資産に大きな差が出ております。要因としましては、芦北町は漁業がありますので、漁業における船舶に係る償却資産と、半導体、太陽電池の製造工場もあそこにはありますので、それに伴います償却資産が多く占めておりまして、その差が御船町と芦北町の大きな差となっております。

○8番（岩永宏介君） ここです、いろいろ考えさせられるところは。要するに漁業だから、芦北町というのは、平成17年あたりに田浦町と芦北町が合併したんですかね。それで、漁業の船舶に対して、これが償却資産であるので、これに税金がかかる。それから半導体と太陽電池の製造工場が、大手のこういう製造工場があるということですね。これに対する固定資産税も高くなるということで、それともう1つは、やはり法人税、法人が町民税として支払う法人の分が、やはりこれも決算から見ても随分差があるわけです。やはり芦北町が多いわけです。だから、3億5,000万円も少ないということのようですが、説明からも考えるとそうなりますが。

では、その固定資産税の増収を図るためにはどのような対策を講じればいいのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

やはり御船町が企業誘致を推進することで企業建設による固定資産税の増、また売上増による法人税の増につながるものと考えます。また移住・定住を推進することで新築家屋増による固定資産税の増や、定住によります町民税の増加にもつながるものと考えております。

○8番（岩永宏介君） これは財政運営をやっていく上で、やはりこういう固定資産税等について、これだけ差がありますので、一生懸命企業誘致を推進することとか、これはコスト

コの誘致があるということで、こういう形につながっていけばいいなと思うわけですが、どんな具合なんでしょうか。

それからあとは、固定資産税の増のためには、そういう新築家屋増による固定資産税が増えるということですね。移住・定住策の推進ということになるのかなと思っております。

次に、今度は決算カードで性質別歳出の状況というのが左側にあります。そこを問題にしたいと思いますが。性質別歳出の状況というのが、ここに一番上です。人件費というのがあります。人件費は、芦北町が18億4,000万円、御船町は約13億6,000万円になっているかと思います。ここも4億8,000万円ほど芦北町が多いわけです。これは、職員数の違いから来るものかなと想像したら、決算カードにも職員数を書いてありました。確かに芦北町の職員数が多いわけですが、ではこれを考えたときに、御船町の役場が少ない人員で頑張っていることになる。この命題については、これは正しいのでしょうか、正しくないのでしょうか。この点については、総務課長にこの件は尋ねたいと思います。いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

ただ今議員から指摘のありましたとおりです。普通会計ベースでの類似団体ということで、芦北町と今比較をされておりますが、その中で、御船町の職員数であります。現在184人、それと芦北町は196人ということで、本町の職員数が12名少ない状況にあります。ただ、これは同様の条件にて全国の類似団体、先ほど63団体ということでありましたとおり、その中で比較をしてみますと、平均職員数としましては159人ということで、全国の平均ではそういった数字になっております。それに比べますと、御船町も芦北町も平均数よりも多い状況にあるということになります。ただ、これはあくまでも平均値であります。各自治体の置かれている状況がさまざまであるということで、一概での比較ということとはなかなか難しいところもあるかと思えます。

それで、本町におきましては、平成11年現在では222人の職員数でありました。それから平成28年、これは熊本地震前になりますが180人ということで、40人の削減を行っております。少ない職員で行政サービスの維持をしてきたところであります。しかしながら、これから先の時代の変化、例えば2040年代問題であったり、定年の延長であったり、新しくはこの新型コロナウイルスの対応ということで、そのようなものをとらえた新たな取り組みを考えていく必要があるかなと思っております。

そのような中で、本町を取り巻く状況を見極めつつ、中・長期的な視野のもと住民サービスの低下を招かないよう、最少の経費で最大の効果を生み出す、そのような全員の管理、定員管理を今後行っていく必要があるかと思います。

○8番（岩永宏介君） だから、2つの町を単純に比較しても、やはり問題があるというわけで、類似団体から比較すると、もうちょっと全体で見ると、両方とも、芦北町と御船町、双方も平均よりも多いということだったと思います。ただ、やはり平成11年現在は御船町の職員は220人だった。けれども、平成28年度、熊本地震の前の職員数は180人と、だからその間、平成11年から平成28年度の地震前までは40人削減をしてきたということです。だから、やはり今思うと、地震があつて、それへの対応というのは、この削減された中で非常に苦労があつたなというのはわかるわけです。いろいろなことを考えさせられますが、言うならば、課長もおっしゃったから非常に安心したわけですが、一般的に歳出の削減というと、すぐに人件費を削らにゃいかんという議論になりがちなのですが、やはり適正な職員数はどれぐらいなのか、そのあたりが非常に大事になってくると、難しいんですけども。例えば住民サービス向上の観点、働き方改革の観点、最近叫ばれます働き方改革の観点から言えば、職員数はどうあるべきか、どの程度にするのか。ここは十分考えてほしいなと思います。要望しておきたいと思います。

それからもう1つ、人件費が決算カードには、今の性質別歳出の状況の下の方に、内訳を見れば投資的経費、うち人件費というのがあつて、人件費がまた書いてあるわけですが、御船町は1億8,800万円です。これに対して芦北町は3,700万円です。実に1億5,000万円ほど御船町が多く支出をしているわけです。この人件費は何なのか、説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この決算カードのところに投資的経費、その下にうち人件費とあります。この部分だと思います。熊本地震に係ります災害復旧事業とか道路整備などの普通建設事業に従事した町の正規職員や任期付職員の人件費を計上しております。一番上の人件費には、その分は含まれておりません。これはあくまでも工事とか整備とか、投資的事業に要った人件費だけを抜き出しているという形になります。

○8番（岩永宏介君） ここはよくわかりました。それで、決算カードについては見ながらの質問といいますのは、それで少し話題を変えたいと思います。

いろいろな町民の声が聞こえてくるんですが、話題は変わりますが、財政調整基金について、適正な積立額をどのように考えているかということです。震災前の基金額に早く積み立てたい。そのために歳出の削減に躍起になっていないのか。あるいは住民サービス、住民ニーズにつながる新規事業に及び腰になっていないか心配する。そういう声を町民からもたびたび聞く日々ですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、財政調整基金の目標額としましては、これまでに議会でも何回か私報告したと思いますが、以前から報告していたとおり、今後の災害等に備えるため、震災前の大体12億円を1つの目安とするという目標には変わりはありません。また、今御指摘があったような、さらに歳出削減を行い、基金を積み立てることを目的としてはおりません。行政サービスの低下は招かないように、地区の要望への対応やサービスの向上を図るべく、適切な、必要な予算の要求を行い、必要とあれば基金を取り崩してでも事業執行に努めてまいりたいと思っています。

今後も住民サービスの維持及び将来世代へのための基金の積み立てを並行して行うことによりまして、長期的な財政運営ができるよう努めていきたいと考えております。

○8番（岩永宏介君） これは、決算カードをもとにして作った表の中に、財政調整基金残高というのが下のほうにありますので、それを御覧いただきたいと思いますが、今のは念のためということで聞いたわけですが。そうしましたら、少し話を、そういう財政運営が行われてきていますが、さらに話をわかりやすくするために、具体的な事例で考えたいと思います。

私は木倉に住んでおりますけれども、木倉小学校をはじめとして、学校の校舎、これは木倉に住んでいるから今申し上げたばかりですけれども、ほかの小学校についても似たような状況だろうと思うのですが、多くが老朽化していると思います。小学校、中学校の校舎はどれぐらいの年限、建ててからどれぐらいの年限が経過しているか、お願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町内に小学校が6校あります。中学校が1校あります。まず、御船小学校です。これは平成23年に建築されまして、経過年数としては8年ということになります。次に、滝尾小学校です。これは昭和58年度に建築されまして、経過年数は36年。次に七滝中央小学校は、平成18年度に建築されまして、経過年数は13年となっています。木倉小学校は、昭

和56年度に建築され、経過年数が38年です。高木小学校が昭和56年度に建築されまして、経過年数が38年です。高木小学校は2回に分けておられますので、昭和59年度に建築された分が経過年数が35年となっております。小坂小学校は、当初は昭和55年に建築されまして、経過年数が39年。この間の熊本地震で一部建て替えされておりますので、その分は平成29年度に建築されまして、経過年数は2年ということです。中でも一番古いのが、御船中学校になります。昭和51年、52年に建築されまして、経過年数としては43年を経過しております。

○8番（岩永宏介君） 大体聞かれておわかりになったと思いますが、今教えていただいて、一番経過年数が経っているのが43年の御船中学校です。これはいつ頃できたかということで今聞いていて、昭和51年と52年ということなんです。個人的なあれですが、私が個人的に大学を卒業したのが昭和51年でした。そして教員になったのが52年でしたので、それぐらい経っているわけです。何といいますか、木倉小に至っては、そういう改築、これはいつできるだろうかという声もあんまり聞かれないといいますか、もう長年そういうことですので、そういう声も起きないような状況になっているんじゃないかなと思います。これは本当に町の中では、滝尾小学校は36年です。高木は38年と35年です。小坂は地震があって、一部取り壊して造られたので、それを除くところでは、これも経過年数は39年です。だから、軒並み建て替えが必要だと。長寿命化ということで、耐用年数を超えたのは、これはもう改築では済まないと思いますので、建て替えなんですね。だから、そういうのを見越して、やはり何か具体的に考えていってほしいということです。

これは校舎の建て替えの財源として、財政調整基金というのは使えるんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

校舎の建て替えなどの公共施設につきましては、まずは特定目的基金というのがありますので、その特定目的基金や国庫補助金、地方債を活用しまして、なお不足する分に関しましては、今私たちが力を入れていますふるさと応援基金とか、財政調整基金も有効に活用していきたいと考えております。

財政調整基金は、歳入歳出の調整の意味もありまして、また予期せぬ今後の災害対応時には、この財源として財政調整基金からの繰り入れも必要であることから、やはり一定程度は蓄えておく必要があると考えております。

○8番（岩永宏介君） そしたら、今ありましたけれども、公共施設の建て替えには特定目的

基金を活用し、とのことですが、その名前、正式な基金の名称と基金残高はどんなふうになっていますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成29年度に老朽化した公共施設の建て替えなどのための財源としまして、御船町公共施設等整備基金条例を制定しております。令和元年度末の残高としましては、まだ5,100万円しかありませんけれども、今後、この基金への積み立ても計画的に行っていきたいと考えております。

○8番（岩永宏介君） 時間も経ってききましたので、今、令和元年度末の残高が約5,100万円ということですので、これは先ほどの軒並み老朽化している校舎の改築には全然足りないといえますか、そういうことですので、そのあたりのきちんとした計画を作ってほしいなと思います。細かいことについてはまた次回でも、その件については質問したいと思います。

急ぎます。先ほど冒頭、町長の答弁の中に、令和2年度当初予算編成においては、財政調整基金の取り崩しもせず予算編成を行うことができた、という旨の説明がございましたが、これはどうして、そういうできた理由はどういったことでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この部分に関しましては、ふるさと納税に力を入れたことで、多額の寄附が集まりました。歳入歳出の財源不足に対しまして、これまでは財政調整基金の繰り入れで調整をしてきましたが、令和2年度はふるさと納税応援基金を活用させていただいたということになります。

○8番（岩永宏介君） ふるさと応援基金を使ったということで、ふるさと納税による寄附額が年々増加しているということはよく聞くわけですが、そしてそれが今言ったような貴重な町の財源となっているということですが、応援基金の寄附金額の推移について御説明ください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

過去5年間のふるさと納税の推移についてお答えさせていただきます。まず、平成27年度は約150万円でありました。平成28年度が5,311万円、平成29年度が1億1,292万円、平成30年度には2億4,898万円、そして令和元年度には6億6,866万円となっております。毎年さまざまな工夫によりまして寄附額の増加に今現在努めているところであります。

○8番（岩永宏介君） 今聞きますと、言うならば150万円だった寄附額が、その後6億7,000万円ということで、数年間にかけてではありますけれども、大変な増加と思いますが、その中に、これはやはり驚きですよ。そのような中で、ここまでどのような対策ですか、そのあたりを。先ほどの福本議員と被りますけれども、そこの説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これまでの対策についてお話しさせていただきます。特に、平成29年度から自主財源の確保に向けまして、寄附額の増加と、町の返礼品の取扱事業者の活性化の両面を担いまして、目標額を大体1億円としまして、新たに10月から楽天ふるさと納税上での受け付けを開始しております。また平成30年度では返礼品のバリエーションを増やしまして、新規商品の掲載やパンフレットも作成しまして、期間限定の広告なども行いました。平成元年度におきましては、国の法改正によりまして、返礼品の調達価格は寄附額の30%以内、また地場産品に限定されたことや、募集経費に関しましては、返礼品価格を含め寄附額の50%以内と明確に示されたため、新たな工夫としまして、さとふるとかふるなびとか、Q o o 10を活用したふるさと納税サイトでの受け入れを開始しまして、露出を高めました。

また返礼品の定期便を加えまして、高額の寄附額を集める工夫を行いました。このようなさまざまな対策は、町の担当職員の知恵とか工夫が実を結んだものと思っております。結果的には、本年9月の楽天ふるさと納税サイトでは、御船町の返礼品の米がサイト件数で第1位を獲得するまでに至っております。

○8番（岩永宏介君） もう時間が来ましたので、今のこれはやはり担当職員の知恵や工夫が実を結んだというお話、非常につぶさに聞きたいなと思うんですが、そのあたり時間がありますので、1つだけ、こういう非常にラッキー、ラッキーと言ったらたまにたまにのような感じでいけませんので表現はまずいわけですが、今こんなふうにして納税が非常に寄附が増えているというときに、私はよく逆のことを考えるんです。大丈夫かなと。そういうところに頼りすぎていて、それがうまくいかないときにはということに常に考えてしまうんですが、事実、高知県だったと思いますが、高知県にはこれで予算が相当伸びていて、あることが起きて、それが途端に入らなくなったということです。その後の町長の談話あたりも聞きましたが、予算を組むのがもう、1回慣れてそういう予算規模でやっていますので、もう大変な縮小予算で1年間乗り切るといのが大変だということがあって、

そういうことをすぐに連想してしまうんですが、1つだけ提言します。

○議長（池田浩二君） 岩永議員。

○8番（岩永宏介君） はい、これで終わります。

今後もふるさと納税制度は続くと思うか、簡単にお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 先ほど申しましたように、令和元年の6月1日の施行で法改正が行われたばかりですので、このふるさと納税制度に関しましては、確立されておりますので、今後も一応長く続いていくと、2～3年で終わる事業ではないと考えております。

○8番（岩永宏介君） 以上で終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時25分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 休 憩

午後2時25分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番、増田です。事前に通告していた事項について、一般質問を行います。

御船町は4年前に熊本地震という災害を経験しました。そして、今年7月の豪雨災害、県下の中には、状況の差はあるものの、本町においても災害が発生しました。そこで、人吉市、八代市、坂本町と芦北町の皆様には心よりお悔やみを申し上げます。このような災害は、いつどこで起こるかもしれません。常に最近特にそういうことを考えるようになりました。

そして、今回、今年1月9日にWHOが声明を出しました、武漢ウイルスこと、コロナウイルスには現在も世の中が震撼させられている状況です。コロナウイルスはどこの誰が責任というよりも、個々人が慎重に対応すべき重要な問題であり、いまだ治療法も確立されていません。災害時対応といっても過言ではございません。行政としても決して看過できない状況であると言えます。

そこで今回、1つ目に御船町の危機管理体制について、質問を行いたいと思います。お断りしておきますが、通告の中の2番目の(2)は、本来はこの1に入れるべき質問でした。お詫びして訂正しますが、本日はこの順番で質問をしていこうと思っております。よろしくお願いします。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の1、御船町の危機管理体制を問うについて、お答えいたします。

本町の危機管理体制については、御船町地域防災計画に規定しています。災害に強いまちづくりの整備、実行性のある災害対応体制の強化、生活再建等復興に向けたトータルケアの3つの基本方針のもとに、さまざまな災害を想定して、防災や減災、復興などを行うための体制を規定しています。新型コロナウイルスのような感染症への対応については、基本的には関係法令に基づき対処することとなりますが、地域防災計画においても、防疫やまん延防止を行うこととしており、医療関係団体との連絡調整を行っているところです。

また、大規模災害時の協定については、現在18の協定を締結しており、今後も各種団体等との協定を推進していきたいと考えております。また新型コロナ禍のICT環境の整備については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用し整備を始めたところです。今後も計画的にICT環境を整備し、感染症の影響を受けない職場環境を目指していきます。

その他個別の質問については、担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） 地域防災計画に基づくものを主体としてやっていくということで、このように災害が多発するようになると、町における危機管理体制作りというのが非常に重要になってくるし、リスク管理を伴うことなので、職員皆さんが非常に気を配って、ピリピリと、先ほどの財政ではないですけども、そういう状態になるかと思います。

災害発生時の町の対応計画というのはどうだったか、総務課長、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

基本的には、先ほどの町長の答弁にありましたとおり、御船町地域防災計画に基づいた対応をとっていくことになります。またその中で、町では4年前の熊本地震からさまざまなことを経験しております。その経験を生かしながら、平成31年3月に御船町大規模災害時受援計画を策定しております。また、大規模な災害が発生した場合の御船町業務継続計画、いわゆるBCPではありますが、これも同時に策定をし、災害時の業務の優先順位を定

めているというところであります。

○6番（増田安至君） 受援計画なるもの、私は一般人で特に聞いたことのない耳慣れない言葉だったんですけど、どのような計画になりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

受援計画とは、大規模な災害が発生した場合に、ほかの自治体から人的支援などを受けるための手順や事前の準備などを規定したものになります。

○6番（増田安至君） それと、先ほど言われたのがBCPということで、BCPも聞き慣れない言葉ではあるんですが、事業の継続計画ということで、災害時に執行部が機能停止に陥らないように計画をしていくというもので、両方とも立ててあるということで理解していいかと。

この受援計画あるいはBCPに関して、もう皆さん全部周知されて、課長以外も全体執行部は御存じであると理解しとってよろしいですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この受援計画、それと事業業務継続計画です、これは課長の皆さんは全部周知をしているところであります。先ほども申し上げました受援計画につきましては、これは申し上げますと、大規模な災害が発生した場合、外部からの応援を円滑に受け入れ、町職員と応援職員が連携し災害の応急対策であったり災害復旧・復興に取り組んでいくための計画となります。この計画につきましては、御船町地域防災計画と先ほども申しました御船町業務継続計画に定める業務を実施するためのものであって、地域防災計画、またそのBCPを下支えするような計画となります。

○6番（増田安至君） ということで、受援計画があつて、BCPで下支えをしていくということで、それに伴ってあらかじめ想定訓練を行わないといけないと思うんですけども、想定訓練はいかがですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

熊本地震を受けた後であります、想定訓練も行っております。まず、平成31年11月に、これは職員のみでありました。職員のみにおける防災訓練を行っております。また、令和元年11月には、地域住民の皆様にも御参加いただきまして、全町的な防災訓練を行っております。これはいずれも災害の想定としましては、熊本地震クラスの災害を想定した訓練となっております。

○6番（増田安至君） 職員のみで行われた訓練ということで、想定訓練受援計画なるものが、一般の人からすると聞き慣れないし、慣れない言葉なので、これは十分周知されて、実際のシミュレータを落とし込んで住民全員で落とせるようにやっていただきたいなど。今年は特にまた注意して、さまざまな災害がいつどこで起こるのかわからないのでそうしていただきたいと思います。

庁舎内での訓練とか計画を立てて各課の職員で取り組んだわけですが、その危機管理の意識というものはいかがでしょうか。向上したと思いますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

職員におきましても、これまでの訓練だったりいろいろな災害の対応を経験しておりますので、危機意識については向上してきているものと思っております。

○6番（増田安至君） ちょっと耳苦しいところで、先月7月の豪雨というか、先週か台風があったでしょう。あのときにそのカルチャーセンターに並ばれた方たちがこぞって言われているのが、「早目に、やっぱり怖いけん、避難してきた」と、「そのときに、なかなか中に入れてくれん」と。そういう事例もあって、皆さんの想定訓練あるいは受援計画があるならば、もう少し早目に、体温を測らんといかんとか、今はコロナの問題があって、二重三重で、今度は10月に入って、いわゆるインフルエンザが入ってきますので、ますます大変になるので、その辺もぜひシミュレートして、1時間早く現場の職員の判断で開けるとか、何かそういうのも欲しいですね。そういうのを感じた意見があったということです。

危機管理に対する迅速な対応とその判断能力というのが向上したと、そう感じているということなんですけど、皆さんの協力がさらなる向上につながっていけばいいなと思っています。

そんなところでコロナウイルスが発生して、医療機関との危機管理体制というものは、健康づくりではどうでしょう。でき上がってきましたでしょうか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

医療機関におきましても、コロナ感染対策に対して今いろいろ慎重な上で受診をされております。先ほど総務課長も言われましたように、医療機関との管理体制につきましても、熊本地震を踏まえ、平成31年3月に熊本県の災害時の医療救護マニュアルを策定してありまして、上益城地域における災害医療提供体制及び保健医療活動体制を構築しておられる

ところです。

御船町でも、先ほどの総合計画、防災計画並びに受援計画により全体的な災害時の体制とともに、健康づくり支援課でも県の災害時救護マニュアルに従いまして、災害時のアクションカードを作成して災害時における限られた人間、人員、限られた資源、できるだけ効率を上げるために初動体制を行い、各課職員が揃わないでも参集して職員が活動できるということで、アクションカードを今作っているところです。

このアクションカードにつきましても、今保健所並びに町内医療機関と協議を行って、この体制につきましても有事の際に備えていきたいと思っています。

また今後、2波、3波のコロナウイルスでの感染対策として、先日全員協議会でも説明しましたように、平成26年度4月に作成しました御船町新型インフルエンザ対策行動計画に準じまして、御船町新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成しており、それに準じまして、今後有事の対策に備えていきたいと思っています。

○6番（増田安至君） ありがとうございます。非常に丁寧にお答えいただいて。逆にその前にお断りしとかなければいけないのが、滝尾地区も大雨の台風の時、御家族7名だったと思います。職員の方2人か3人、一晩中泊まられて本当に御苦労さまでしたと思って、とても感謝しております。

そういうことで、全体的に守っていくために、平成31年3月には、先ほどの受援計画なるものと同時に、この災害時の医療救護マニュアルというのを作成し、令和元年10月には健康づくり支援課で災害時のアクションカードというのを作って、ともに対応していくような流れができ上がったということで、もちろん上益城地域の医療と相互連携は十分、計画表は見せてもらったんですけども、でき上がってきたというところを今いただいたのかなと思います。つまり、病院と自治体との協力あるいは執行部、役場との協力体制というのは非常に大切であるということかなと思います。素晴らしい提携ができたらいいなと、楽しみに、今後もますます醸成させていければいいなと思います。

恐らく担当課としては、医療機関に行って意見聴取をそれぞれされたと思うんですけども、医療機関からの意見聴取の内容はいかがでしたか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） コロナ対策の支援事業の中で、第1次、第2次補正におきまして、医療機関への資機材の提供をやって、うちには医療機関で11と歯科医院が7者、18の医療機関がございまして、全者回りをしまして、いろいろな意見を聞いております。

その中でも、患者が減ってきたとか、いろいろ問題はありますけれども、やはり対策に対していろいろサービス問題とかいうのが出されていると、看護師と先生たちも危険を承知で診療をされておりますので、そういう意見を踏まえながら、町ができることを今後やっていければということで意見を聴取して、それを反映させたいと思っております。

○6番（増田安至君） できるだけ早期の実現を希望しております。患者の減少というのはコロナになって特に今年の4月から、特に外来は本当すごい数が減りました。小児科も減ったという話です。すごい数が減っている今こそ、逆に想定訓練とか、机上のものから発展させて実施のほうにシミュレートしていければ、ますますいいのかなという気もしています。少ないからこそできることというのはあるのかなというのは思います。

ところで、有事の際の協定というのが、いろんな課でできているとは思いますが、まずは健康づくり支援課のほう、協定なり何なり、災害時にさまざまなパターンがあるとは思いますが、できていますか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 現時点では上益城の医師会それと歯科医師会との関係を持ちまして、先ほど県が作りました災害時の体制づくりも踏まえまして、今アクションカードを作ったと申しましたけれども、今後この提携、災害協定が必要であれば、もう少し煮詰めまして、医療機関と話をしていければと思います。

○6番（増田安至君） 医療機関以外では、総務課、福祉課とか、それぞれでございますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

医療関係以外ということで、全体的な協定になるかと思います。大規模な災害が発生した場合の協定につきましては、現在18件の協定を締結しているところであります。内容としましては、自治体との相互応援協定が5件、応急復旧関係が5件、輸送や保管に関する協定が3件です。それと施設の利用関係が2件、災害状況の報告関係が2件、また物資調達につきましては1件の協定となっています。

○福祉課長（西橋静香君） 大規模な災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定については、町内外の介護施設等6カ所と締結ができています。昨年は、御船町福祉避難所の設置運営マニュアル策定を行い、協定を締結している施設にも集まっておいただき、協力体制等について話し合っております。今年度中に障害者施設との協定を締結する予定でいます。

○6番（増田安至君） この前の台風のときには、御船町内の福祉施設、何カ所か開放されて、

随分助けられたという声も伺っていますので、そういう提携は大切だなと思っております。

続きまして、災害時に町や広域連携で連絡体制というのが構築されていくのかなと思うんですけど、その辺は健康づくり支援課はいかがですか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 連絡体制につきましても、先ほど言いました災害時のマニュアルを準用しましてアクションカードを利用してやっていきたいということで考えています。

○6番（増田安至君） 県を中心としたDMAT（ディーマット）、Jアラートなり何なり、各種連携チームの図表があって、県を中心とした町村からの連絡で動き出すという連絡体制があるということですかね。はい。

その他で、今みたいな連絡体制の中、関連団体とも少し意見交換とかされてきたのかなと思いますけれども。作田課長、関連団体との意見交換は何かされましたか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 関連団体といいましても、町内の若手の先生たちといろいろ意見交換、先ほど18者もありましたけれども、特にこのコロナ禍に関しましては、いろいろ御要望とか御意見等もございますので、その中でいろいろな意見を踏まえまして、今後、第2波、3波に備えていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） 総務課長のほうはいかがですか。何か、総務課としての団体との意見交換とかございますか。

○総務課長（藤野浩之君） 私からは、自然災害、大雨や洪水による、特に河川関係の連絡体制ということで、これにつきましては国土交通省熊本河川事務所との連携をとりながら、広域的な体制を整えているというところであります。また県の河川等におきましても、県からの情報をいただきながら、連携を図りながら、体制を整えているというところになります。

○6番（増田安至君） 十分連携をとりながら、医療であったり行政であったり、それぞれが連携を深めて即応して対応ができていければいいのかなとつくづく思っております。

これは、8月26日付けの熊日の朝刊だったと思うんですけども、熊日以外にも入っていたんですね。熊本県の感染拡大防止と地域経済、県民生活の回復ということで、新しい生活の提案みたいなことで広報が入っていたんですけども、カバちゃんマークで、とても親しみやすいイラストで入っていたんですけども。

町として、新たな日常の実現といったものに何か取り組みをされていたら、お知らせを

願いたいです。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

町で新しい日常の実現に向けた取り組みは、国・県の取り組みに準じまして、町独自の支援事業や基本的な感染症対策及び新しい生活様式の実践を、町民に対しまして改めて啓発し、一人一人が感染症予防対策に対しまして、自信を持って実施していけるような行動を進めまして、意識付けをしていきたいということで考えています。

○6番（増田安至君） 町独自のということもですけど、これにいろいろあるように、先日教育長にもお話ししたように、PCRの検査を全員がやったほうがいいという話もあったぐらい、これは医療体制、供給体制の充実の中で果たされていくものだということで、先ほども最初に言ったように、治療法なり予防注射なりが全くでき上がっていませんので、今のところできることは、こうやってPRして、みんながその意識を持ってアルコール消毒、うがい、そしてこういうマスクをはめるということぐらいしかできないので、お互いに注意をしていきたいものです。

そういったところでの感染拡大を防止して、最初に言った医療の連携、お互いの認識をきちんと持って、行政は行政の連携で、防災の面とか、こういう感染症の特別なケースとかに対応していければいいなということを常々考えています。

何か、御船町としてこの新しい生活様式に関する提案、PRみたいなのは何か考えられていますか。広報を含めて、何かアイデアはありますか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

先ほど増田議員が言われましたように、PCR検査のいろいろな要望も出ておりますけれども、今必要なのは、新しい日常の生活とか、新しい生活様式の実践を町民に対しまして周知徹底を図り、一人一人の行動が感染を防ぐ大切な役割であるということを理解していただくように、広報周知をしていきたいと考えています。

また、家庭内で職場内で感染対策や接触機会の制限を図ってもらえるような広報に心掛けていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） そういうことで、どんどん広報して、いろんな人がその意識を持てるようにしてってください。そしてまた、我々も広報として手伝っていかないといかんのかなと思っています。

ところで、コロナを見据えた今度は執行部、議会も今度タブレットの希望とか、少しず

つ取りかかっていこうかという環境を整えているところですが、執行部でＩＣＴ、最近横文字ばかり出てきてわかりにくいんですけれども、そういうＩＣＴを使った環境整備というのが、メリットとして、要は一人一人の作業量の軽減だったり科学的で無駄のない会合や教育の実現であったり、生産性の向上であったりコミュニケーションの活性化、人材の確保、離職の低下など、確かにうんうんというメリットがあります。

そこで執行部の環境整備、取り組みはいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今議員から御指摘がありました内容ですけれども、これは国が示しております、強靱かつ自立的な地域の構築に向けた三原則の中の１つになるのかなと思っております。特に、ＩＣＴのデジタル技術への積極的な投資ということで国では示した部分があるかと思います。そこで、ＩＣＴ環境の整備については職場ではまだまだ不十分であると思っております。一部、６月議会に提案し、今現在整備を行っております。

また、今議会にも提案しているものもあります。少しずつではありますが、ＩＣＴ環境を整備し、なるべくこの感染症に影響を受けないような職場環境の整備、それを目指していきたいと思っております。

○６番（増田安至君） 予防接種も含めて、ロシアが開発したとか中国が成功したとか言いながらも、なかなかでき上がるのは年明けの話で、実際補助を得てきちんと接種できるのは１年ぐらいかかるのかもしれませんが。そういった中、ＩＣＴの環境整備は進めて、すべてがバリアフリーでできるだけ皆さんが参加できるようなプラットフォームでやっていけるような形まで落とし込めていくことを願っています。

そういう中、コロナウイルスによる影響、第２波第３波ということが来ている中で、来るだろう、来たというか、第２波は終わったというところですが、そのコロナ禍において今後商工会や飲食業、あるいは市民団体との連携、公共交通機関の案内、教育行政の連携などを含めて、いろいろなかわり方が考えられると思うんですけれども、役所と民間の垣根を超えた連携こそが次世代につながっていく行政の未来と思うんですが、そのような中で、新しい社会的な事業主体というものを育成していく側と思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今言われた内容につきましても、三原則の中の１つの新たな社会的事業主体の育成とい

う部門に入るのかなと思っております。例えば、このコロナ禍にあって、特に飲食店や観光施設またイベント施設など、人が集まる施設においてはかなりのダメージを受けているということでもあります。そんな中、民間企業と行政のパイプ役としての社会的事業主体の育成のことだと思っております。まだこれが十分というか、まだこれはできている状況にはございません。今後は、社会的事業主体の活動環境を整備するとともに、これらの主体を支援する中間支援組織、こちらを育成することも重要であるのかなと考えております。

○6番（増田安至君） ICTを駆使してやっていければ、補助金ありますよ、プラスアルファ、どういったことでこういうことに使いましょうという方向性を示していくことができるのも1つだし、中間組織なるものを媒体として新しいことにまた取り組んで、もう本当、お客さんもないんですよ。さっき言った病院に患者さんも来ないんですよ。こういうのも事実で、どこかで何か起爆剤を探していかないと、新しいことにチャレンジというのが、なかなか。とにかくステイホーム、家にいましょうというのが今の中心なので、家にいたりますます何にも、消費も生まないし、夢も希望もないということにつながりますので、その辺、執行部もしっかりまたよろしく前向きに、みんなが挑戦していけるようにお願いします。

最初に言いましたように、2番のマスタープランに行きますが、途中、危機管理でお伺いするかもしれません。その辺は許してください。

まずは、総合計画、最上位計画としての計画は、平成24年3月にでき上がった第5期自然いっぱい夢いっぱい活気あふれる交流の町ということからスタートして、令和2年3月に第6期の生活指標を取り入れた新しい第6期の総合計画と基本構想8年の計画4年4年、実施計画3、3、3のローリング方式ということでスタートしました。ぱっと見て、一生懸命読んでみて、町民が理解できるかなと。僕、途中でなかなかわからなかったもので今回の質問に入れてみました。

わからないというのが、全部言葉一つ一つも聞き慣れない言葉だし、その整合性というのがわかりにくいということで、御船町のマスタープラン改定について質問します。

町は昨年10月15日に地域別の意見交換会として、町都市計画マスタープラン改定に向けた地域別意見交換会というのを開催しました。滝尾地区は、私を含めて3名の出席だったと思います。当時参加されていた職員の数と同じだったかなと思っています。その会場で、野口課長から町の22%が都市計画区域で、町の将来を計画していくという言葉が非常に耳

に残っております。平成15年に策定された445・443号線、ふれあいロード、シンボルロード、小池高山インター、中島インター、吉無田インターなどを生かして、地域をもっと将来あるべき姿を想像していきましょうということで伺ったんですが、今回、令和2年3月からスタートした第6期の町の総合計画であるはずなのに、今度熊本県から令和2年7月30日に、町のカルチャーセンターで都市計画区域マスタープラン改定に係る住民説明会というのがあったんです。私も参加しました。ここに何人か議員も参加したんですけども、先ほども言いましたように、令和元年10月15日の地域別の意見交換会も都市計画マスタープランの改定に向けた地域意見交換会、そして今年の7月30日の都市計画区域マスタープラン改定に係る住民説明会、流れがいろいろあって、本当に一般の人にもわかりにくいただろうと思っています。

県でもマスタープランの改定を平成25年に改定し、平成28年の熊本地震で一部改定して、平成31年に改定し直しましたということで、説明がありました。それについて、以降御船町のマスタープラン改定について質問します。

町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 2、御船町のマスタープラン改定について問うについて、お答えをいたします。

令和2年3月に御船町の都市計画の基本方針である御船町都市計画マスタープランを改定いたしました。前回の策定から15年以上が経過し、その間急速な人口減少や少子高齢化、インフラの老朽化など、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化をいたしました。また、財政状況の厳しさや町民ニーズの多様化など、多くの課題が生じています。こうした変化に的確に対応するとともに、甚大な被害を受けた平成28年熊本地震からの復興に向けた取り組みを踏まえ改定をいたしております。

今回のマスタープランは、第6期御船町総合計画にあわせ、みんながわくわくする御船町を都市づくりの将来像と掲げております。また、将来の都市構造や土地利用及び市街地整備の方針などを定め、都市計画区域内における秩序ある都市づくりを目指すものとしております。

今後、町民、団体、企業等と協力しながら、それぞれが役割を担い、このマスタープランの実現に向け努力してまいりたいと思います。

その他の個別質問につきましては、担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） これで、今回が生活指標ということで、K P Iを導入されたので、これって、例えば始まりがあって終わりがあるんですけども、何年とか、例えば毎年これを検証してみていくとか、何かありましたか。その辺は。建設課のほうで。

○建設課長（野口壮一君） K P Iの指標というのは、総合計画の中での指標ですかね。はい。

一応、都市計画のマスタープランの中では、将来都市構造の変化に対応するように策定しております。先ほど、議員からお話もありましたように、熊本県も御船都市計画区域マスタープランというものを今策定の作業をしております。若干県が遅れてはおりますけど、御船町のマスタープランを策定する段階から、熊本県とも併せて、今年の3月に町のマスタープランの見直しをして改定をしております。

○6番（増田安至君） はい、わかりました。そしたら、都市計画区域が何%ですかね、この総合計画の、ああ、マスタープランです、ごめんなさい。こうやって間違うんですよ。何かいろいろな計画があって、話をしようとする。

都市計画のマスタープランの概要版と、県は都市計画区域が全体の面積の22%に84%の人口が住んでいて、用途区域は2%ほどしかないというところに16%の人口がいらっしゃるみたいなことを伺っていました。用途区域の中をひもとけばなんていう話で、ずっと県が少し遅れて今計画に入っているんでしょうけれども、そんな中、僕の耳に残っているのが悪いんですけど、熊本県のマスタープランの説明の中で、コンパクトシティを少し誘導するようなというか、イメージするような誘いということをちょっと感じたんですけど。マスタープランの中身について、もしそういう22%ぐらいの面積に集約してくるならば、いろいろな意味で医療あるいは行政等は便利にはなるんです。とてもいいんですけども、マスタープランを改定するかせんかという質問ではなくて、したときに、上下水道の話も入っていたんですね、県の中で。上下水道がきちんと揃わないと、基本的には都市づくりというのはできないと。今回も、コストコが入るに当たっては水の処理はきちんとできておかないといかんねということで、大変なお金をかけてやられたと思います。

そんな中、僕の気になるのは、その上下水道の計画というのは町の形を作る上での重要なポイントになるので、これまでの、そしてこれからの町の上下水道整備計画について、計画はあるのかということをお環境保全課でお答え願いたいと思っています。よろしくお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） 上下水道の整備計画について、お答えします。

まず、都市計画マスタープランの中では、上下水道は整備の状況を記載しているところ
です。上水道の今後の計画は、水道認可区域内の整備はほぼ終えておりますので、今後は
施設の更新が重要になってまいります。令和2年度中に、水道事業基本計画を策定し、更
新の検討を今行っているところです。また、施設の更新に毎年約8,000万円ほどの支出を
出しています。下水道の整備計画につきましては、下水道計画区域内において未普及区域
の整備を御船町下水道等基本構想に基づいて進めているところです。未普及地区の整備に
つきましては、5億円以上の事業費を必要といたします。

○6番（増田安至君） すみません、なかなか聞いているのが的を得ていないのかもしれませ
んけれども、要はマスタープランの都市計画整備の方針というのがあって、その中にはど
うやら上下水道及び河川の計画なりがある。であるのであれば、御船町の中心部である、
その20%余りのところに人口の8割が住んで、快適に生活をしていくためには何が必要だ
ろうと考えたら、上下水道の整備である。ところが御船町の中心部にはなかなか下水もう
まく処理できないということの下水等の整備もままならないというところもあるので、今
後計画を入れていかないといかんですねという話をしたところです。それ自体には毎年更
新だけでも8,000万円かかって、無普及地区の整備には5億円以上事業費がかかってくる
ということで、これまた、さっきの財政の話ではないんですけど、すごいお金がかかるな
というところは確かに思います。でも、実際コンパクトシティにはしていく方向性なのか
なというのが、なかなか遠いところまで行けないのもあるし、住民に不便はなかなかかけ
られないので、そういうことの方角性は熊本県の示されたとおりなのかなと思います。

そういうので、必要なものは必要ですから、町の計画として上下水道の完全整備を完成
させていきたいんですけど、その辺はいかがですか。なかなかお金がかかるんでしょうけ
ど。環境保全課のほうは。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

上下水道は住民生活に重要な役割を担っておりますので、今後とも計画的な整備、維持
管理を進めてきたいと考えております。

○6番（増田安至君） そういうことで、計画的に5億円の半分、2億5,000万円でもいいか
ら、どんどん計画を引いていってほしいなと思います。かなり中心部に、各小学校を中心
とした5地域に、それぞれの中心部で計画はあるんでしょうけれど、御船小学校の近くで
も下水道の管理がなかなかうまくいかないというのも現実あるので、その辺を少しでも整

備していただきたいなと思っておりますので、お願いしておきます。

ところで、7月豪雨のことですけど、上梅木と下梅木、自分の地元なんですけれども、「水道水が濁ったぞ」と言って報告がありました。この点については、どういう状況だったか、お知らせください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

上梅木地区、下梅木地区の水道の濁りにつきましては、7月24日の豪雨により水道水の水源である上梅木川の上流で急激な増水と異常な濁りが発生し、ろ過能力を超える落水がろ過施設に入り、十分な処理ができなかったことが原因であります。水道監視システムは水道水の供給状況は監視できますが、濁りを感知するということはできません。7月25日に地元から濁りの連絡が入り、状況を確認し、飲料水として使用ができなかったために、給水活動を行いながら、7月26日までには復旧を終えました。上梅木地区、下梅木地区の皆さんには大変御迷惑をかけたところです。

○6番（増田安至君） いえいえ、逆に課長自ら来ていただいてありがとうございましたということを、区長たちも言われていました。早速すぐ対応してもらったのでありがたいという話は受けました。

そういったことが、水道は起きるわけですから、本当に年間の維持費はすごいものだろうなと思います。また、六反田のほう、玉虫の区長から4年前に震災後に敷かれた水道管がむき出しのままであるという話も伺っていますけれども。その辺はいかがですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

水道管の露出につきましては熊本地震時の漏水修理で仮設配管として50メートルを布設したところです。水道管は通常道路面から1メートル程度のところに埋設を行いますが、この区間は道路改良工事を以前行いまして、それよりもかなり深いところに埋設しており、水道管を見つけることが困難だったために仮設管として対応しました。復旧につきましては、令和3年度の対応を考えているところです。

○6番（増田安至君） 早速また来年、令和3年度に対応していただくということで、何かとても気にされていたので、お知らせしておきます。

ところで、最初にお断りしていた危機管理のところに入りますけれども、住民の安否確認です。住民の安否確認をどのようにしているのかということと、生活困窮者の孤立死防止のために何をすべきかについて、質問します。西橋課長。

○福祉課長（西橋静香君） 住民の安否確認の件ですが、生活困窮者に限らず孤独死の防止などを目的として、地域では小地域ネットワーク事業が取り組まれています。この事業は、御近所で気になる方や世帯があれば、日頃から気配り目配りをする活動を小地域単位で行うものです。地域の区長や民生委員、福祉協力員、シルバーヘルパーなどで見守り隊が結成され、定期的な見守り活動が実施されています。小地域ネットワーク事業に取り組んでいない地域においては、それぞれの役職の方が見守り活動を実施されています。特に民生委員はさまざまな課題を抱えた人々を支えるために、地域の幅広い人々と連携・協力しながら、気になる人を早期発見し、必要な支援や関係機関へつなぐ役割を持って活動されています。

各委員へは、『民生委員・児童委員活動の手引き』を配布しております。行政においては、ひとり暮らしの高齢者の見守りを強化するために緊急通報システムを整備しています。今後は、より重層的な見守り体制の構築を進めるために、民間企業、例えば新聞販売店、牛乳販売店、郵便局、電気、水道、ガス、宅配事業者などの戸別訪問による業務中に住民の異変に気づいた場合、行政等に通報してもらう協定等を結ぶことも必要になると思います。

○6番（増田安至君） 民間と言わず、ありとあらゆる人たちを使って、お互いに見とかなないと、本当に人って、以前のままの人と思っていても実際にふたを開けると、すごい大変で、周りを見ている人は24時間、365日見とかなないといかんと。施設も足りませんので、こういう形にどんどんしていったって、サポートする小地域ネットワークという事業を、プラスアルファです、進んでいくといいなと思っています。

ちょっと自分の事例であったんですけども、生活困窮者についても、どうですか、その見守りに関しては。

○福祉課長（西橋静香君） 生活困窮者については、平成27年4月から生活困窮者の支援制度が始まっています。生活全般にわたる困り事の相談窓口が社会福祉協議会に設置されています。相談窓口では、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行っています。生活保護の対象となれば、その困窮の程度に応じ、必要な保護が行われます。保護を決定し、実施する機関は福祉事務所が行います。これらの相談機関の周知も予防につながります。しかし、地域には支援を拒む人、助けを求める声を出せない人、声を出さない人がおられます。このような人は地域においても孤立しがち

です。そのような住民との信頼関係を時間をかけて築いていくことも必要です。

令和２年度から地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業に取り組みを始めています。断らない相談、参加支援、地域づくりの３つの機能を一体的に進めてまいります。

○６番（増田安至君） なかなか大変な見守り活動になると思うんですけども、町内の町民に対してよろしくお願いします。

特に対応に誘導できないパターンとか、いろいろなパターンがあると思うんですけど、私の地区で対応できづらいパターンが１件あったんですけど、そちらも行政として十分対応していただいて、特に先ほど御回答があったように、生活保護の対象とかになってくれば県が入ってくるので、町だけで動くというのもなかなか大変なことだろうと思うので、今後、この認知症、避けて通れない、いつかあなたはというところに来ると思うので、想定外の事例とかもまた出てくるとは思いますが、対象者の訴えがなくても、重要なサインを見逃すことのないよう、お互いに、我々もそうですけども、全員がその気で見守ってきたいなと思って、本日の一般質問は終了いたします。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより３時30分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後３時１９分 休 憩

午後３時３０分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○11番（藤川博和君） 11番、藤川です。先日通告していた件について質問します。

施工管理体制について。落札された物件を各所管ではどのような施工管理体制で監理されているか。法令では下請業者は施工体制台帳に記載するとされている。また施行体系図も現場にて保管すると法令で定めているが、現状はどうなっているか。

個別の質問は質問席にていたします。

○町長（藤木正幸君） 藤川議員の１、施工管理体制についてお答えいたします。

公共工事の品質を確保するためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督業務及び検査業務を確実に行うことが重要であり、町発注の公共工事の施工に当たり、建設業法やその他関連する法令に基づき適正に実施しているところです。

町では、御船町公共工事請負契約約款により工事発注所管課において監督員を任命し、受注者に通知を行い、工事の施工管理を行っています。今後もより一層の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資するとともに、建設業法並びに建設関係法令を遵守し、建設工事の適正な施工の確保に努めてまいります。

その他個別の質問については、担当課長より説明させます。

○11番（藤川博和君） まず、施工管理体制について質問します。落札された物件を各所管ではどのような施工管理体制で監理されているか、説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

公共工事ですけれども、契約締結後、工事発注の所管課におきまして監督員を任命し、受注者に通知を行っているところであります。具体的には、その監督員において着工時に提出をいただいた施工計画書、施工体制台帳等の書類の確認や現場での立ち会い、確認、検査などを行い、工事の施工管理を行っているという状況です。

○11番（藤川博和君） 今課長の答弁では、入札を行った所管で数人の監督職員を配置し、そして事務、施工台帳あたりの整備、それと現場での施工管理に分かれて管理体制を行っていくと理解していいですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、そのような理解で結構だと思います。

○11番（藤川博和君） 事務管理は役場の職員が管理監督で行っていると思いますが、現場の施工管理です。専門の知識が必要である現場では、総務課、復興課、学校教育課などの担当監理員では監理できないのではないかと思います。その場合は、どのような対応をされているか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

一般土木工事であつたり上下水道の工事の施工の管理につきましては、担当職員、技師の職員がおりますので、そちらで対応を行っております。ただ今言われましたほかの課についてですけれども、特に建築工事等につきましては、建築士、そういった資格を有する工事監理者を定めることとなっておりますので、そういう場合は監理支援業務委託という形でその資格者のいるところに業務委託を行っているところであります。管理委託です。

○11番（藤川博和君）　　という、専門外は管理委託しておるということですね。

では、8月議会で発言した敷鉄板状況の件について、お尋ねします。水利組合と打ち合わせをし設計変更したと課長は答弁されていますが、設計変更の協議録の内容について説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君）　敷き材等の搬入に期間を要して工事着工が遅れたということで、用水路の本格通水と重なるために、本体工事のための仮設工に係る当初設計内容を敷鉄板工に変更し、農業用水路の断面を阻害しないよう施工する旨の説明を、水利組合に説明をし承諾を得て施工を行ったということになっております。

○11番（藤川博和君）　その協議あたり、監督員はいつ農業水路内の足場変更の協議を実施者と監督職員とで行われましたか。

○建設課長（野口壮一君）　まず、8月議会が終了いたしまして、担当者にまた改めて再確認を行いました。水利組合との打ち合わせは2月28日に行っております。この農業用水路の足場の設置の変更についての協議書が提出されたのが、令和2年2月14日付けで監督員に提出がされております。

○11番（藤川博和君）　もう一度お伺いしますが、2月14日と答えられたのは、議会後ですか、議会開催中ですか。

○建設課長（野口壮一君）　私が答弁したのは、8月の議会中での答弁でありまして、今日改めて再確認した結果を答弁させてもらっております。訂正し、お詫びを申し上げたいと思います。

○11番（藤川博和君）　今課長が答弁された件でおかしいのは、会議中に行ったというわけですね。するとこれは議会中に、この場合の取り消しは、議会の会議中でないといかんとではなかですか。議長、どうですか。

○議長（池田浩二君）　野口建設課長が、発言の訂正ということですよね。発言の趣旨そのものを変更するまでのものとは言えないので、野口建設課長の訂正の発言を認めてもいいということになっていると思います。意味がわからないですか。

発言の訂正はしてもいいということです。

○11番（藤川博和君）　会議中の発言の訂正は、次の議会中に訂正できると理解してよかったですか。

○議長（池田浩二君）　本議会は通年会議制なので、前回の会議での発言を訂正することは問

題ないということです。

○11番（藤川博和君） それは通年議会の会議録の中に、規約か何かにあるとですか。書いてありますか。

○議長（池田浩二君） 会議録は訂正前の状態で作成されていますので、今会議の議事録に、野口課長の訂正の答弁を載せればよいとなっていると思います。

○11番（藤川博和君） 思いますではなくて、そういうほうに書かれておりますか。

○議長（池田浩二君） 基本条例にはうたってはありませんけれども、県の議長会で確認したところ、訂正は可能ということです。

○11番（藤川博和君） ということは、会議中で誤ったことがあれば、次の議会で訂正は可能ということですね、今後は。

○議長（池田浩二君） 訂正の発言があった場合は、可能ということです。

○11番（藤川博和君） それなら、もう一度野口課長に確認しますが、これは2月14日に協議書が出て、2月28日に水利組合との協議を行ったことで理解して進めてよかですね。

○建設課長（野口壮一君） 大変御迷惑をおかけしましたが、今議員がおっしゃった日にちで間違いありません。

○11番（藤川博和君） まず最初に、工期について質問いたしますけど、変更契約書の中の工事工期が令和元年10月11日から令和2年7月31日までと記載されておりますね。これは追加工事のあれで。すると契約書には工期は、日にちは書いてないけど、あとが令和2年3月31日までと記載されているんですね、契約書は。それと、工事着工前に受注業者から地域に配布された工事説明書の中には、工期期間が令和2年2月3日頃から令和2年4月30日までと記載されていますが。この差です。受注者と発注者との工期の差はどういう違いですか。

○建設課長（野口壮一君） 当初の契約は3月31日までという工期を取らせていただいております。その3月議会で繰越承認をいただいて、6月5日まで、工期を第1回目の延期をしております。先ほど述べました敷き材等の搬入に遅れたことで、着工が遅れたということで、さらに第2回目として7月いっぱいまで工期の延期をしております。

周辺の住民の皆様には受注業者からチラシを配られていて、私も議員から見せてもらって、確認をしたところ、今言われたように、令和2年2月3日から4月30日までということで、これはあくまでも受注業者の方が周辺の住民の関係者の方に周知をされたチラシというこ

とになっております。

○11番（藤川博和君） 今の答弁はちょっとおかしかですね。受注業者が、適当に工事の終了を4月30日と書いて地域に説明書を配布したと、そう理解します。

○建設課長（野口壮一君） あくまでも受注業者のほうで2月3日頃から入れば、受注業者の判断で令和2年4月30日までぐらいには終わるというところで、チラシを配布されたということが想定されると思います。

○11番（藤川博和君） ということは、受注業者は3カ月間であの工事は終わると判断しているとですね。すると町の発注者は6カ月間、6月5日まで。この差とはどういう感覚ですか。

○建設課長（野口壮一君） 6月5日というのは、繰越措置をとって適正工期をとった場合が6月5日までの工期ということになるので、第1回目の工期延期を6月5日までで契約をしております。

○11番（藤川博和君） 私が言うのは、受注業者が自分のところでやるなら4月30日までに工期が終わるからという説明書は出ているとです。それをわざわざ発注者が6月5日まで延ばすというのはどういうあれですかということです。

○建設課長（野口壮一君） 適正工期は6月5日までということで、町としては工期を延ばした経緯があるんですけども、受注業者でその6月5日以内に終わるのであれば、その辺を加味したところで周知チラシを配布されたということだと思います。

○11番（藤川博和君） 課長、だと思はいかんでしょう。はっきりした返事をせんとですね。それと、そうわかっているなら、入札の時期をずらすという考えはなかったのですか。

○建設課長（野口壮一君） この今回の工事部分について、ずっと設計をやってきました、6月6日に設計の段階での水利組合との現地の立ち会いをしております。そういう協議を踏まえたところで発注をかけたということになっております。担当者にも確認をしまして、用水の本通水に係らないところで発注を計画したということを確認はしております。

○11番（藤川博和君） この物件は、早く予算が付いていたんです。これをなぜ3月31日に終わらせるかというのは、今言われた用水、流れる前にやるということです。だから10月からやったということですね、これは。そうでしょう。それで今言われた水利組合との打ち合わせと、これは設計前に打ち合わせをされたんですか。ただ、今の返事では変更するときの水利組合の打ち合わせと聞きますが、理解しますが。

○建設課長（野口壮一君） 6月6日に発注前の設計に反映させるために、6月6日に水利組合との立ち会いを行ったということになります。

○11番（藤川博和君） その6月5日というのは、それは平成2年ですか、1年ですか、令和元年ですか。

○建設課長（野口壮一君） 令和元年です。

○11番（藤川博和君） 令和元年6月に水利組合とその用水の件について打ち合わせをしたと。それからコンサルタントが設計にかかったと、そう理解していいですか。

○建設課長（野口壮一君） 本体工事については設計は始められていて、いわゆる水路部分についての設計のために、令和元年6月6日に水利組合との立ち会いを行って、そういう仮設の設計を行って、10月に発注をしたということになります。

○11番（藤川博和君） 今聞き間違いかもわからんけど、令和2年と言われたです。令和元年の6月でしょう。

この変更設計についてお尋ねしますが、今、2月14日、受注業者から協議書が監督員に提出されたと言われました。普通先行図面というのは、発注者から受注者に通知するのが大体普通ではなかですか。要は、施工管理のあれに、条例に載っているのではなかですか。

○建設課長（野口壮一君） 2月14日に受注業者から監督員あてに協議書が出されたということで、それを受けて、設計業者等と打ち合わせをして、敷鉄板に替えるという図面を作成したということになります。今、議員が言われたことについては、逆に町から受注者に対する指示書等の手続をとるものであれば、町から受注者に指示書を出すというものになるかと思います。

○11番（藤川博和君） この私が持っているのには、施工のあれで、公共請負定款のあれに19条に書いてあるとです。設計図書の変更の欄です。これには、今言うたように、発注者から受注者に、受注者とのあれは、逆なほうはないような感じで書いてあるのです。設計変更ですよ。施工のあれは違うかもわからないですよ、設計図に対してですよ。

○建設課長（野口壮一君） やはり設計内容と現地を調査して、そこで発注者が現地にそぐわないというものであれば、今議員がおっしゃったように19条にのっとって、こういうふうに変更してくださいという指示書を提出するものかと解釈をいたします。

○11番（藤川博和君） すると、この設計変更図書、これはコンサルタント等も交えて行ったと、これはどこでされたのですか。現場で打ち合わせをされたのですか。

○建設課長（野口壮一君） 一応、担当者と設計業者で現地で確認をして、2月28日の水利組合との立ち会いまでに変更の図面を作成しているということになっております。

○11番（藤川博和君） 確認ですが、コンサルタントは現地は確認しているということですね。現場確認は。それなら、その変更図面はいつ、これはコンサルタントがした。これのとき同時に積算書も提出されていると思うんです。この積算書の数字をお願いします。金額です。

○建設課長（野口壮一君） 積算については、積算技術支援をいただいているコンサルタントに積算をお願いしました。敷鉄板工法の設計が概算ですけれども82万1,000円、当初の設計額が49万9,000円ということで、敷鉄板に変更したことによる増額が32万2,000円ということになっております。

○11番（藤川博和君） 今の説明では、足場上のあれが32万2,000円の追加になったというわけですね。そうすると、この間の8月議会で足場コンクリートの増加の追加金が77万3,550円となっているですね。これを差し引くと残額が45万1,150円となりますが、これは全部コンクリートの増額の金額ですか。

○建設課長（野口壮一君） 張りコンクリートの数量の増分になります。平均、設計が25センチの厚みで見ていたんですけれども、平均的にあと3.5センチほどの増量が必要ということとを判断をしまして、今言われた数字あたりになります。張りコンクリートですので、スラブといいますか、強度は普通のセメントより強度が高いもので、24キロニュートンのものを使っておりますので、単価的にも、立方メートル（立米）当たり2万1,210円の設計額で積算をしております。

○11番（藤川博和君） 今課長は3.5センチを全体平均してしたということですね。それは何立方メートル（立米）になりますか。

○建設課長（野口壮一君） 12.3立方メートル（立米）の数量増ということになっております。

○11番（藤川博和君） あれの壁面積は何平方メートル（平米）ですか。

○建設課長（野口壮一君） 面積は、すみません、ここで把握はしておりません。

○11番（藤川博和君） この図面に書いてありますね。これによると218.5平方メートル（平米）です。これに3.5をすると、大体7かそこらですね、立方メートル（立米）は。

○建設課長（野口壮一君） すみません、平均で3.5センチということですので、箇所によってはそれ未満のところもありますので、一概に3.5センチあったということではないとい

うことです。

○11番（藤川博和君） 今、課長は平均して3.5ない、未満もあるということは、大体この数量から減るということです。ということは、コンクリートの単価は減っていくということです。数字が合わないということです。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど最終的な張りコンクリートの表面を出したところで、測点、測点でどれくらいぐら増しのコンクリートの量になるかというのは、設計変更の中でちゃんと数量計算をして積算がされているという状態です。

○11番（藤川博和君） 今の説明は全然わからんとです。要は単純に218.5平方メートル（平米）に3.3を掛ければ出てくるでしょう。これが7立方メートル（立米）ぐらいが大体追加のコンクリートですね。それに2万幾らを掛ければ、大体14万円ぐらいになるですね。あとの金額はどうなったかということです。

○建設課長（野口壮一君） 何度も言いますが、変更の設計の数量の中ではじいていっている分を積算をしています。今議員がおっしゃったのは、あくまでも直工費だろうと思います。それに経費がかかってきますので、町ではじいたコンクリート数量に掛けて、経費を掛ければ、先ほど言われましたように、45万円ほどの張りコンクリートの分の変更の増額分ということになっております。

○11番（藤川博和君） 今、課長は直工事と言われたですね。これは追加ですよ。そのとき、同時にやっとして、コンクリートが足りないから生コンを持ってきて打っているとですよ。ほかの経費は要らんですもんね。生コン車はその分何立方メートル（立米）減った分を持ってきて、ポンプ車も添えているからですね。その経費というのは、どういう経費なのか。

○建設課長（野口壮一君） 経費は、これは土木工事の積算基準書に示されています経費ということになります。

○11番（藤川博和君） その土木工事のと、それなら同じ日に、打ちよる型枠の中が足りないということに、それに足してくるとですね、追加は。すると改めて今言われたのは、そのポンプ車とは別に据えたところの単価ですか。

○建設課長（野口壮一君） この増量分については、コンクリートを打設する前の段階で数量を拾っておりますので、施工はもう当初の張りコンクリートの施工と一緒に打設工事をされているということです。

○11番（藤川博和君） さっきから何回も言うでしょう。追加工事したコンクリートは何立方メートル（立米）だったかということです。今言われたのでは数字上合わないんです。

○建設課長（野口壮一君） 追加の張りコンクリートの数量は、先ほども述べましたように、追加として12.3立方メートル（立米）が追加ということになっております。

○11番（藤川博和君） 12.3立方メートル（立米）で2万円ちょっとして、24万円ぐらいにしかならないですね。さっき言いました残金は45万円あるとです。

○建設課長（野口壮一君） 今言われた金額に、先ほど言いましたように、土木の積算基準で示されている土木の経費の率を掛けていけば、45万円ほどの額になってきます。

○11番（藤川博和君） さっきから言いますように、同じ日に同じところに打ち込むと、そういう経費が要るか要らないかということですよ。経費が二重になるとじゃなかですか。

○建設課長（野口壮一君） 経費は、これは二重計上ということではありません。あくまでも土木積算基準に従って寄った経費を見ているということになります。

○11番（藤川博和君） それなら、追加した場合は、もう何もかも、改めたって積算でいいということですか、こういうことは。

○建設課長（野口壮一君） 通常、土木工事において、増額等が出た場合には、当初設計をもとに、数量が増加した分を入れたところで、その当初に積算している経費等に沿って、ある程度直工額が増えれば自動的に経費というのは率が少し下がるような状態になっていますけど、何回も言いますけど、土木の積算基準の経費に沿って追加分については一緒に積算をしていくということになります。

○11番（藤川博和君） 何回もこれは堂々巡りですので、1回、ぴしゃりとした内訳書をいただければでけんですか。

次に、施工管理台帳についてです。この施工体制台帳はすべての下請を記載し、また下請契約書には下請金額も記入するようになっているが、これはいつ発注者には提示されますか。

○建設課長（野口壮一君） 施工台帳への記載は、下請契約を締結した場合に、速やかにこの台帳に記載しなければならないということになっております。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により策定した施工体制台帳の写しを、発注者に提出しなければならないと規定されています。発注者への提示については、下請の契約の締結の日から3週間以内での提出期限ということが規定されています。

○11番（藤川博和君）　そういうときに、同時に下請金額も大体提出する義務があると思いますけれども。

○建設課長（野口壮一君）　この施工体制台帳を出していただく場合に、下請業者との契約書の写しを一緒に添付していただいております。そこで契約額の確認をしているという状態になっています。

○11番（藤川博和君）　なぜこの下請金額の提出を決めるかというのと、これは総額が4,000万円以上になった場合、現場代理人は、普通の現場代理人ではなくて監理技術者になっていますが、このような現場は、町の工事で何社ぐらいありますか。何カ所ですか。

○建設課長（野口壮一君）　直近工事でいいますと、御船インター周辺の道路改良工事で3件あります。提出された施工台帳に添付されている建設業技術者センターから発行されている監理技術者資格証の写しを一緒に提出をいただいて、確認を行っているという状態です。

○11番（藤川博和君）　この施工体制台帳や施工体系図は現場に保管すると法令で定めていますね。この保管状況は今どうなっていますか。

○建設課長（野口壮一君）　今、議員御指摘のとおり、施工体制台帳及び施工体系体制図の保管については、建設業法の第24条の7の第1項及び第4項に規定されており、建設業者への義務規定ということになっております。

保管状況については、町から改めて確認は行ってはいないところですが、法律を守るということは大切なことですので、今後町も確認の徹底を行っていきたいと思っております。

○11番（藤川博和君）　これは保管場所というのは大体監督員職員現場事務所と普通の受注者の現場事務所などありますが、この監督職員事務所の設置は町としては義務付けられているですか。また、こういう監督事務所を造られた経緯はありますか。

○建設課長（野口壮一君）　監督員の事務所の設置については、工事の規模が大きく、長期的な工事期間を要する、例えばダム建設工事など、常に監督体制を必要とする場合が想定されます。現状のこれまでの町発注工事において監督員事務所を設置した経緯はありません。

○11番（藤川博和君）　学校の新築工事のときに、この場合も監督職員の事務所は造られないですか。

○建設課長（野口壮一君）　やはり学校あたりの大きい校舎を造られるときには、監督員の事務所あたりを整備されているかと思います。そこに、先ほども総務課長からお話がありましたように、建築工事等については、いわゆる監督業務の委託を出しておりますので、必

ずそういう事務所で工程の打ち合わせ等をやられているというのが想定されると思います。

○11番（藤川博和君） なぜくどく監督者事務所を設置しないかです。この施工体制台帳や施工体系図あたりは、さっき言いましたように現場にて保管すると法令で定めてあるですね。この現場事務所がない場合はどこで受注者はこういう施工体制台帳あたりを保管されているとですか。

○建設課長（野口壮一君） 法的には、受注業者は現場内での保管義務がされております。現状としては、会社の事務所内での保管が想定をされます。今後、この法に基づいた確認、指導の徹底を行っていきたいと考えます。

○11番（藤川博和君） ぜひ指導して、それとともに、トイレはやはり必ず設置してもらい、案外状況を見れば見苦しいですもんね。こういう現場事務所あたり、どっちかという共通経費の中に入っていると思うとです。ぜひ、これは監督員職員として受注者には指導していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、次の電子入札導入について。電子入札の導入はどうなっているか。また入札制度は指名競争入札から一般競争入札、条件付一般競争入札を採用している県市町村が多くなっているが、町としても入札制度を改善する計画はあるか、町長、よろしくお願いいたします。

○町長（藤木正幸君） 2、電子入札・入札制度について、お答えいたします。

電子入札の導入につきましては、今回の補正予算において、システム開発や改修の委託料及び協議会への負担金を計上させていただいているところであります。予定としましては、熊本県の電子入札が新システムに移行し管理をする10月に熊本県へ電子入札参加の申請を行いたいと考えております。

その後、電子入札システムの契約や業者向け説明会の開催、また電子入札システムの運用規程や関連する規定を整備し、令和3年4月の本格運用開始を目指しています。

なお、入札に当たっては競争性、公平性、透明性を確保していくことが重要であり、今後も適正な競争のための環境づくりに努めてまいります。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○11番（藤川博和君） 今、町長の答弁では10月に一応参加申し込みをし、令和3年4月には導入の計画、実施計画です。それまではどういう準備段階がありますか。国あたりに通知していろいろありますけど、ほかにもあると思いますけれども、どういう段取りですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

電子入札への導入の準備ということで、先ほど町長から答弁がありましたとおり、今議会に予算を計上させていただいております。議決後すぐに準備に入りたいと思っております。先ほど町長から答弁があったとおりでありまして、移行するためのシステム開発であったり、県協議会への加入、また業者向けの説明会ということで準備を進めてまいりたいと思います。そして、令和3年4月には本格運用という形で準備を進めていきたいと思っております。

○11番（藤川博和君） 一日も早く導入をよろしく願いいたします。この入札制度、それとともに入札制度について、現在は指名競争入札が行われておりますけれど、今、条件付一般競争入札、事後審査型が県市町村では多く採用されております。だから、入札の中には指名競争入札、一般競争入札、条件付一般競争入札、今言いました条件付一般競争入札の中の事後審査型がありますけど、この違いを、内容を説明してください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

議員から入札の方式という形で4種類を説明いただきました。内容について御説明をいたします。

まず、指名競争入札です。これは今本町が取り入れている入札の制度となります。これは、特定多数の競争者を選んで、入札の方法によって競争していただき、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式ということで、こちらから指名をさせていただくといった方が入札には参加されて、地方公共団体に一番有利な価格で提供した方と契約を行うという入札の方式になります。

それと、一般競争入札、これは公告によって不特定多数の者を誘引して、入札によって申し込みをさせる方法であります。これは、その中で競争をしていただき、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申し込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法ということで、これは指名ではなくて、一般的に不特定多数の方が参加できる入札となります。

それと3番目に言われました条件付一般競争入札ということで、これは一般競争入札の中で、入札参加資格者名簿に登載され、入札参加資格要件を公告をいたします。その要件を満たす方が自由に入札に参加するものであります。これはいろいろな町としての条件を付したところで公告を行いまして、その中で入札をしていただくという形になります。そ

の中で、町にとって一番有利な条件で入札された方と契約を締結するというものになります。

それと4点目に言われました条件付一般競争入札の事後審査型という入札の方法になります。これも入札参加資格者名簿に登載をされまして、その入札参加に係る資格要件を公告いたします。その要件を満たす方が自由に入札に参加するものであります。ただ、開札後に、その有効な入札のうち、入札価格の一番低い方から資格要件の審査を行います。そして、その審査要件が的確である場合に落札を決定するという入札の方法になります。

以上、4種類の入札の方法ということになります。

○11番（藤川博和君） 最後の条件付一般競争入札事後審査型の内容です。これは条件付というのは普通公募でした場合に、町内だけで限定すれば、指名競争入札と変わらないということです。事後審査型では、今伺ったところでは、落札した後、その低い人から選んで、そしてその工事に対する業者を審査して、点数が多いところが落札する。例えば、入札の金額が低くても、この審査のほうが高くないときは入札できないということですか。そう理解してよかですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、ただ今の条件付一般競争入札の事後審査型の契約の関係ということになります。これは、入札で一番低い方が一応落札という形になりますが、その後審査を行うということで、その落札候補者が入札参加資格を有していない場合、審査において有していない場合は、その入札は無効となるということになります。

開札時に決定した審査順位における次の順位の方が、また審査を行いまして、その方が要件を満たしていれば、次の順位の方と契約をするという形になるかと思います。

○11番（藤川博和君） 各町村も案外電子入札の導入は早くなっておりますので、御船町も遅れないように、できるだけ早く電子入札の参加、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時21分 散 会